

官報 号外 平成二十年十一月六日

平成二十年十一月六日

〔本号末尾に掲載〕

○第一回
國會第七十回
衆議院會議錄 第九號

平成二十年十一月六日(木曜日)

議事日程 第六号

午後一時開議

第一 金融機能の強化のための特別措置に関する法律

進に関する特別措置法の一部を改正する

第二 次
法律案(内閣提出)

提出(

○六〇

日程第一 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進

進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

金融機能の強化のための特別措置に関する法律
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する
特別措置法の一部を改正する法律案及び同報
告書

保険会社が破綻した場合に、生命保険契約者保護
機構が行う資金援助等について、政府による補助
を可能とする規定を三年間延長するものであります

融機能強化法改正案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決し、保険業法改正案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

平成二十年十一月六日 衆議院会議録第九号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法

現在、世界的な金融市場の混乱が我が国経済、金融にも大きな影響を及ぼしており、中小企業は厳しい状況に直面しています。こうした中、金融機関は、資本基盤を強化し、金融仲介機能を發揮することが強く求められています。

さらに厳しさを増す経済社会情勢のもと、地域
経済、中小企業等を支援し、保険契約者等を保護
するため、これらの法案は不可欠であることを再
度訴え、国民、特に中小零細の皆さんのが真に期待
をしておられますこの法律改正、速やかなる成立
を党派、思想、信条を超えて願い、私の賛成の討

機関を生み出す一因となつたのであります。本来、金融安定化の資金は、金融業界全体の任と負担で確保すべきものであります。そうしこそ、金融業界に自己規律を生み出し、相互監査機能を強めることにつながるのであります。アメリカでは緊急経済安定化法が成立しましたが、最終的損失を国民に回す日本とは根本的に仕組みになつてゐる所以であります。五年後には

融 責 視 て 違 た 純 求

策として機能する保証はありません。

今求められているのは、貸し済りや貸しはがしを進めている金融機関の姿勢を正すことであります。銀行が自分の利益のみを優先させ、中小企業がつぶれても当然とする姿勢、リスクをとろうとしないこの姿勢を改めさせることこそ肝要であります。

また、中小企業を直接応援する政策を進めることが必要です。信用保証制度の責任共有制度の導入や政府系金融機関の弱体化など、この間政府が

措置法の一部を改正する法律案は、こうした状況の中、国の資本参加の申請期限を平成二十四年三月末まで延長するとしています。一つ、一律に経営責任の明確化を求める制度を見直す、二つ、協同組織中央金融機関等への資本参加を可能とする

同組織中央金融機関等への資本参加を可能とする
新たな枠組みを設けるなど、現行法の使い勝手を
改善しております。さらに、委員会における審議
を経て、経営責任の明確化や透明性の一層の向上
に関し、修正が図られています。

○佐々木憲昭君 私は日本共产党を代表し、金融機能強化法案及び保険業法改正案に対する反対討論を行います。(拍手)

我が国の法案は、公的資金を投入する仕組みで復活させ、投機で失敗しても国民の税金で救済されるという、新たなモラルハザードを生み出すのとなつており、到底容認できるものではありますせん。

行へ一歩が加算を機に見出され、これがさ
ま も さ のであります。

官 報 (号 外)

今回の改正は、世界的な金融市場の混乱の中、必ずしも個々の金融機関の責めに帰するべきでない事情により自己資本への影響が懸念される状況に対応し、国の資本参加の申請がしやすい環境を整備することにより、金融機関の資本基盤を強化し、もって中小企業向け貸し出しの円滑化を図るというものであり、現下の状況においてぜひとも必要なものであると考えます。

また、保険業法の一部を改正する法律案は、最近の経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を図り、保険業に対する信頼性を維持するため、生命保険契約者保護機構に対する政府補助を可能とする規定を平成二十四年三月末まで延長

我が国は、一九九六年の住専処理以来、四十六兆円を超える公的資金を金融機関に投入し、十兆円以上の国民負担を発生させたのであります。公的資金を使つた巨額の資本増強を初めとする銀行甘やかし政策が、失敗しても最後は税金で救つてくれるという安易な依存心を生み出したわけであります。それが、貯蓄から投資へという旗印のものとで進められた金融の規制緩和政策とも相まつす。

実績を見ていただきたい。過去十二年間に上兆四千億円もの資本注入が行われました。しかし、銀行業界全体で八十四兆円も中小企業向は資が削減されたのであります。公的資金による本注入が貸し渋り対策につながらなかつたことは、この事実からも明らかではあります。さらに、本法案では、中小企業向け貸出残高など地域経済貢献目標が未達成の場合、株主責任と経営責任を問う現行法の仕組みを削除しております。これは、目標達成を一層あいまいにするま

の ま や な と 資 融 か 二

大和生命の破綻を含め、これまでの保険会社破綻の背景には、過度の高リスク金融商品での運用、生保不信による解約増、バブル期の乱脈経営などがあります。

こうした経営責任と監督責任をあいまいにしたまま税金投入をする仕組みを残せば、業界と政府のモラルハザードを招きます。責任のない国民に破綻保険会社の損失を無制限に負担させる、このような仕組みを延長する本法案には反対であります。

以上で、反対討論を終わります。（拍手）

○謹啓(洪熙江平君) 谷口隱義君

名口隣事看登場

私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び保険業法の一部を改正する法律案につきまして、

官 報 (号 外)

外国人を初めとする株売りにつながり、東証の平均株価は大幅下落となつております。 欧米におきましては、信用収縮や、ひいては金融システムの混乱が現実のものと心配される中で、我が国の金融機関は、以前の大変な金融危機を乗り越え、不良債権の処理も進み、自公連立政権での安定したかじ取りで景気を長期的な回復軌道に乗せたことによりまして、金融システムは欧米に比べ致命傷は免れ、被害は最小限度に食いとめられたわけであります。

<p>金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案外一案</p> <p>となり、金融機関は、株式含み益が減少したり含み損を抱えたりということで、自己資本比率が低下をいたしております。さらに、世界経済の低迷により今後の景気悪化も予想され、金融機関が特に地域の中小企業に対して、貸し渋り、貸しはがしが懸念をされておるところでございます。</p> <p>そのような中で、地域の中小企業に対する信用収縮を起さないよう、予防的に公的資本注入を可能とするのが金融機能強化特措法改正案の趣旨であります。現下の世界的な金融危機に対応するための緊急措置であり、賛成をするものであります。</p> <p>改正案につきましては、現行法で資本注入の申し入れが二件の実績にとどまつたことを踏まえまして、金融機関が資本注入の申し入れをしやすくするために、金融機関の経営責任を制度上一律には求めないこといたしております。現下の金融情勢では、スピード感を持って円滑な資本注入を可能にすることが重要であり、危機対応としてやむを得ないと考えておるところであります。</p> <p>ただし、一律に責任を求めるなどは野方図にするということではありません。委員会審議において、国との資本参加を受ける以上、モラルハザードを招かないよう責任ある経営がなされることが大原則であることが確認されたわけであります。</p> <p>例えば、今回の金融危機の影響により資本注入が必要になつた場合と、従前の経営方針によつて経営が悪化した場合とは区別をいたします。資本</p>	<p>注入の申請に必要となる経営強化計画に、これまでの経営に対する分析に基づき抜本的な経営管理の体制の改善を図るために方策を記載させることをいたしております。</p> <p>この点につきましては、議員提出の修正案により、その趣旨が法文上明確化されたわけであります。さらに、国の資本参加後も半期ごとに国がフォローアップし、必要に応じて監督上の措置を講じていくことといたしております。</p> <p>資本注入の申し入れのしやすさと経営責任の明確化とのバランスを図つた本改正案とその修正案を評価するものであります。</p> <p>また、過去の公的資本注入では、必ずしも中小企業への貸し出しがふえなかつたことが批判をされております。このたびの改正案による公的資本注入では、確実に中小企業への貸し出しの円滑化がなされなければなりません。</p> <p>法案では、資本注入の申請に必要となる経営強化計画に中小企業への信用供与の円滑化の方策を盛り込み、資本参加の決定時にこれを公表し、半期ごとに報告、公表して、パブリックプレッシャーのもとで金融機関による自主的な取り組みを促します。</p> <p>また、金融庁が計画の履行状況についてフォローアップをするとともに、指標に改善が見られない場合には、報告徴求によりその原因を精査し、改善の努力が見られない場合には、必要に応じて計画を履行するため業務改善命令等を講ずることをいたしております。その中で、特に経営体</p>
---	---

制等の内部に問題がある場合にはより強い手段をとることも委員会質疑の中で確認をいたしました。

このような措置により、中小企業への信用供与の円滑化を確實に実現しようとしており、評価をいたします。

なお、与野党の修正協議における民主党からの、農林中金に公的資本注入をする場合に、改めて国会の議決を必要とするという提案につきましては、農林中金だけ他の協同組織金融機関の中央機関と異なる扱いをすることになり、農林中金に対する信用不安を招きかねないとということから、賛成をしかねるわけであります。

さらに、新銀行東京を念頭に置いて、地方公共団体が支配株主となつてている金融機関について法案の対象としないと民主党が修正提案をいたしました。地方公共団体が支配株主となつてている事由をもつて特定の金融機関を法案の対象として除外することは難しいと考えますが、地方公共団体が支配株主となつてている金融機関につきまして、まず支配株主となつている地方公共団体が一義的にその経営健全化に責任を負うことは当然であると考えておりますことを申し添えるわけであります。

また、保険業法の改正案は、生命保険会社のセーフティーネットを確保するものであります。生命保険会社が破綻をした場合に、生命保険契約者保護機構が責任準備金の九〇〇%までを補償いたしますが、生命保険会社の拠出のみで資金援助の

官 報 (号 外)

対応が困難な場合、政府より補助を可能とする規定を、平成二十一年三月末から平成二十四年三月末まで延長するものであります。現下の厳しい金融状況のもとで、引き続き生命保険契約者の保護を的確に図るもので、賛成をいたします。

以上、賛成の理由を申し上げまして、私の討論とさせていただきます。

たチェック体制が極めて不十分なことです。これでは、注入した資本がこれまで同様金融機関の内部に留保される可能性が極めて高く、貸し済りの防止や中小企業への資金の円滑化に役立つ具体的な保証は相変わらずありません。

第二に、原案では、資本注入を受ける金融機関の経営者、さらには株主の責任が全く明らかにさ

金をサブプライム関連商品などに投資し、あげくの果て一千億円超の損失額を計上しているのです。まさに投機に走った結果であり、その責任をあいまい化することなどできません。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。（拍手）

以下、具体的に理由を申し述べます。

まず第一に、公的資本注入に対する経営責任の追及が極めて不十分な点であります。

○議長（河野洋平君）　阿部知子君。
（阿部知子君登壇）

た。 営体制の見直しが盛り込まれるところとなりました。

新銀行東京は、石原都政によって設立されましたが、放漫経営やすさんな融資実態から赤字となり、新たに東京都による四百億円の追加出資を受けました。

本年三月末で申請期限が切れた現行の金融機能強化法は、公的資本注入に当たつては厳しく経営責任を問うこととなつておりました。ところが、

討論に先立ち、一言申し上げたいと思います。

せん

務金融委員会の附帯決議では、自治体に第一義的

しております。しかし、これでは金融機関自身

アメリカの心を一つに、武力ではなく民主主義に由来する新しい政治を打ち立てるこことを世界に宣言しました。

な退職金を禁じるなど銀行員の報酬を引き下げ
る報酬制限がしつかりと盛り込まれています。我
が国でも、申請する金融機関に対して、その公社

の規制策にもなりません。
なお、保険業法改正案につきましては、基本的には支持できると判断し、賛成いたします。

国民の血税を注入する以上、過去の経営責任を明確化することは当然のことではないでしょうか。現行の金融機能強化法がこれまでにわずか二件

日本の政治もまた、平和外交においても金融危機対策にあつても、グローバル化した経済のもとで拡大する一方の格差にしつかりと目を向けて、新たな国際社会の調和をつくり上げるために全力を注ぐべきときと考えます。そのためにも、政権

第三に、新設された協同組織金融機関の中央機関への資本注入についても大きな問題があります。性並びに健全な運営を期すために、役員報酬については開示し、抑制を図るべきです。

最後に、本格的な金融対策は、解散・総選挙になると考えます。イエス・ウイ・キヤン、この言葉に込められた国民の未来に対する熱い希望にこたえることが政治家の責務であることを申し添え

しか利用されず、注入額も四五百億円にとどまつたからといって、安易に要件を緩和し、注入を許すことは、金融機関のモラルハザードを助長する以外の何物でもありません。さらに、健全な金融機能を發揮することに対し、深刻な悪影響が生じ

さて、本法案に関してですが、反対する第一の理由は、そもそも金融機関に予防的な資本注入を行って、中小企業への継続的な融資に向けた明確な数値目標、あるいは中小企業側に立つ

これらへの金融の円滑を図り、もつて農林水産業の発展に寄与することと定められております。しかし、農林漁業分野への貸出金残高は、九・八兆円のうちわずか一・二%にすぎません。多額の資

○議長(河野洋平君) 糸川正晃君。
〔糸川正晃君登壇〕

本法律案は、国民の血税を注入することの重大さに対する認識が欠如しており、公的資本注入の前提要件を破壊するものとさえ言えるものであつて、まさに改悪と言わざるを得ません。

平成二十年十一月六日 衆議院会議録第九号

案外一案 金融機関の強化の方への特別措置に関する法律及び

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

なお、委員会における修正では、責任ある経営

体制の確立に関する事項に、従前の経営体制の見直しに關する事項が含まれることを明確にしたほか、協同組織中央金融機関等における従前の経営

体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に關する事項を追加しております。しかし、公的資本注入に当たって経営責任が確実に問われるのか、まだ不明確であります。

第二に、公的資本注入によつて中小企業向け貸し出しがふえる保証がない点も、この法律案の重大な問題点であります。

これまでも、中小企業向け貸し出しは減少の一途をたどっております。金融庁は、府令の改正により、経営強化計画の中に中小企業向け貸し出しの比率の維持向上を盛り込むとしておりますが、貸出残高の数値目標を義務づけることは、資金需要との関係等があり、困難であるとしておりまます。これでは、公的資本を注入したとしても、中小企業向け貸し出しがふえる保証は全くありません。公的資本が金融機関自身のために使われてしまい、法の本来の目的が果たせる保証がないのです。

このような本法律案の制度設計は、金融機関のみの立場に立ち、借り手の立場を無視していることの証左であります。むしろ、金融機関という貸し手ではなく、中小企業を初めとした借り手の立場を中心とした救済策を講じるべきだと考えます。

本当に必要としている中小企業にあまねく資金が

行き渡るような制度を構築するのが、今、政府に

課せられた最大の責務ではないでしょうか。弱者を切り捨てる名ばかりの政策ではなく、すべての国民を幸せにする真の安心を確立することが必要です。中小企業を助け、恵まれない地域社会を守り抜き、地方の活力と額に汗して働く人が報われる社会を取り戻す必要があります。公的資本を注入することよりもモラトリームを導入することこそ、現下の中小企業にとって最も有効な政策であると考えております。

本法律案は、現行の金融機能強化法を金融機関という貸し手を救済する仕組みに改悪するものであつて、中小企業金融の円滑化につながらないばかりか、モラルハザードを助長し、健全な金融機能を阻害する以外の何物でもなく、反対するものであります。

以上、理由を申し述べ、討論を終わります。

(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

午後一時四十七分散会

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

(議席変更)

一、去る十月三十一日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二一五 龜岡 偉民君

二一六 永岡 桂子君

二一七 近藤三津枝君

二一八 杉田 元司君

二八六 広津 素子君

二八七 小野 次郎君

二八八 盛山 正仁君

四五一 近江屋信広君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

出席國務大臣

國務大臣 中川 昭一君

(議院運営委員)

辞任

奥野 信亮君

浮島 敏男君

補欠

浮島 敏男君

奥野 信亮君

(報告書受領)

一、去る十月二十八日、内閣から次の報告書を受領した。

食育基本法第十五条の規定に基づく「平成十九年度食育推進施策」に関する報告

一、去る十月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

本法律案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多數。よつて、本案は

委員長報告のとおり修正議決いたしました。

本当に必要としている中小企業にあまねく資金が

自殺対策基本法第十条の規定に基づく「平成十九年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況」に関する報告

辞任

山本 有二君

永岡 桂子君

鈴木 克昌君

松木 謙公君

財務金融委員

補欠

官 報 (号 外)

地方自治体等の公的機関からの要請に対する外務省の対応並びに要請書の保管等に関する質問

(主意書(鈴木宗男君提出))

(答弁書受領)

一、去る十月二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出工チオピアで発生した邦人誘拐事件への政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による国際機関への拠出金放置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省における公用車運転業務の偽装請負に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出自民党国会対策委員会によるいわゆる事前審査制に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員高木義明君提出米印原子力協定およびNSG総会、日本政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出十二道府県による国庫補助事業の不正経理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出米国による対北朝鮮テロ指定の解除を巡る経緯等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題を巡る韓国内での抗議等に対する政府の対応に関する第三回質問に対する答弁書

平成二十年十月十七日提出
質問第一三二号

エチオピアで発生した邦人誘拐事件への政府の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

した活動をしているのか。

五 在エチオピア日本大使館よりエチオピア政府に対して「誘拐事件」解決への協力を働きかけているか。働きかけているのなら、いつ、誰が、どこでエチオピア側の誰に対しても働きかけたのか全て明らかにされたい。

右質問する。
が、どこでエチオピア側の誰に対しても働きかけているか。働きかけているのなら、いつ、誰が、どこでエチオピア側の誰に対しても働きかけたのか全て明らかにされたい。

外務省による国際機関への拠出金放置に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

平成二十年十月十七日提出
質問第一三三号

外務省による国際機関への拠出金放置に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

社、わかつ交通有限会社及び福和タクシーブル

式会社である。また、国土交通省における過去

五年間の車両管理業務についての支出額は、平

成十五年度が約百九十九億円、平成十六年度が

約百九十二億円、平成十七年度が約百八十七億

円、平成十八年度が約百八十三億円及び平成十

九年度が約百七十八億円である。

四について

国土交通省の職員で、平成十七年度から平成十九年度までの間に中央省庁の課長・企画官相当職以上で退職し、三についてでお示した契約の相手方に再就職した者は、株式会社セノンについて、出井嗣雄、退職時の官職は航空局管制保安部管制課空域調整整備室長の一名である。

七について

国土交通省以外の府省において、現時点において把握している限り、御指摘のような「偽装請負の疑い」が指摘されている事実はない。

四 これまで事前審査制によって、資料提供が止められたり、内容が変更になつたり、野党やマスコミへの提出が遅れたりした事例はあるか。

五 前回の答弁書では、「今般の自民党国対からの依頼は、各府省に対して行われたものと承知している。なお、内閣総務官室としては、本件の依頼の内容を会計検査院及び最高裁判所に対して連絡する立場にはない」とある。

六 ところが、内閣総務官室の参事官は、平成二十一年九月二十一日に国会議事堂参議院側本館二階の内閣総務官室で、各府省の国会連絡室に加え、最高裁判所と会計検査院の国会連絡室の担当者の方針を説明している。

自民党国会対策委員会によるいわゆる事前審査制に関する再質問主意書

提出者 長妻 昭

平成二十年十月十七日提出
質問 第一三五号

野党やマスコミが省庁などに対して、資料要求

や調査要求をした際に、省庁が自民党国会対策委員会(以下、自民党国対)に事前に資料提出や資料

作成に関して、相談やお知らせをする仕組み(いわゆる事前審査制)についてお尋ねする。

一 マスコミからの資料要求も対象となる場合もあるのか。

二 前回の答弁書では、事前審査制は、「資料要求の実態を把握するため」にあるとしている。

それでは、なぜ、「事前」に自民党国対に相談しなければならないのか。

資料要求の実態を把握するためだけが目的であれば、野党やマスコミに資料提供するのと

「同時」や「事後」でいいのではないか。なぜ、「事前」にこだわるのか。

三 二に関して、「事前のしばりをやめるつもりはないか。

四 これまで事前審査制によって、資料提供が止

められたり、内容が変更になつたり、野党やマ

スコミへの提出が遅れたりした事例はあるか。

五 前回の答弁書では、「今般の自民党国対から

の依頼は、各府省に対して行われたものと承知

している。なお、内閣総務官室としては、本件の依頼の内容を会計検査院及び最高裁判所に対

して連絡する立場にはない」とある。

六 ところが、内閣総務官室の参事官は、平成二十一年九月二十一日に国会議事堂参議院側本館二階の内閣総務官室で、各府省の国会連絡室に加え、最高裁判所と会計検査院の国会連絡室の担当者の方針を説明している。

七 自民党国対の事前審査制を、いつまで内閣は守るのか。その期限の目安をお示し願いたい。

八 内閣の見解を問う。

九 質問番号を束ねて粗く不誠実な回答をするので

はなく、質問番号ごとに誠実に回答を頂くことをお願いする。

右質問する。

た、と聞く。それは本当か。

本当にすると、前回の答弁は間違いないのか。

内閣総務官室の当該参事官は、九月二十二日に自民党国対から方針を聞いているとされる。自民党国対の誰からの指示か。氏名をお示し願いたい。その際に、最高裁判所への連絡も指示されたのか。

六 私の資料要求(深夜帰宅タクシー利用状況、自動うがい器の設置状況)に対しても、最高裁判所事務総局は平成二十年九月二十六日付けの文書で、「標記の御照会については、自民党及び民主党の国対委員長間で資料要求のあり方に関する新しいルールを作成中であると承知しております。その動向を見極める必要があるため、提出は差し控えさせていただきます」としている。

七 二に関して、「事前のしばりをやめるつもりはないか。

八 これまで事前審査制によって、資料提供が止

められたり、内容が変更になつたり、野党やマ

スコミへの提出が遅れたりした事例はあるか。

九 これまで事前審査制によって、資料提供が止

められたり、内容が変更になつたり、野党やマ

スコミへの提出が遅れたりした事例はあるか。

十 これまで事前審査制によって、資料提供が止

められたり、内容が変更になつたり、野党やマ

スコミへの提出が遅れたりした事例はあるか。

十一 これまで事前審査制によって、資料提供が止

められたり、内容が変更になつたり、野党やマ

スコミへの提出が遅れたりした事例はあるか。

十二 これまで事前審査制によって、資料提供が止

められたり、内容が変更になつたり、野党やマ

スコミへの提出が遅れたりした事例はあるか。

十三 これまで事前審査制によって、資料提供が止

められたり、内容が変更になつたり、野党やマ

スコミへの提出が遅れたりした事例はあるか。

内閣衆質一七〇第一三五号

平成二十年十月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出自民党国会対策委員会によるいわゆる事前審査制に関する再質問に対する別紙

内閣衆質一七〇第一三五号

平成二十年十月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出自民党国会対策委員会によるいわゆる事前審査制に関する再質問に対する別紙

内閣衆質一七〇第一三五号

平成二十年十月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出自民党国会対策委員会によるいわゆる事前審査制に関する再質問に対する別紙

内閣衆質一七〇第一三五号

平成二十年十月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出自民党国会対策委員会によるいわゆる事前審査制に関する再質問に対する別紙

内閣衆質一七〇第一三五号

平成二十年十月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣衆質一七〇第一三五号

か。この合意について、日本政府はNSGでどうのように対応するのか。

八 一九九五年のNPT再検討・延長会議で確認した『核不拡散と核軍縮のための原則と目標』

は、核関連輸出にあたり「必要な前提条件として、IAEA(国際原子力機関)の包括的保障措置を受諾し、かつ、核兵器その他の核爆発装置を取得しないという国際的に法的な拘束力のある約束を受諾することを要求すべきである」とされている。

今回NSGガイドラインの変更にあたつて、日本がそれを要求したのかどうか。しなかつたとすれば、その理由は何か。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一三六号

平成二十年十月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員高木義明君提出米印原子力協定およびNSG総会、日本政府の対応に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高木義明君提出米印原子力協定およびNSG総会、日本政府の対応に関する質問に対する答弁書

一について

インドは、平成二十年九月五日に発表されたムカジー・インド外務大臣の声明(以下「ムカ

ジー外相の声明」という)において、核実験モラトリียมの継続を改めて明確に打ち出すと

もに、核兵器を含む軍備競争への不賛成等を表明している。また、今回の原子力供給国グループ(以下「NSG」という)の第二回臨時総会における「インドとの民生用原子力協力に関する声明」(以下「NSG声明」という)の採択も、核実験モラトリียมの継続を含むインドのコミットメント及び行動を前提としている。

インドは最小限の核抑止力を保持する政策を持つおり、また、従来から無差別の核軍縮を主張してきていることから、このようなインド強がなされることはないと考える。

のこれまでの立場と矛盾するような核戦力の増加つまり、また、従来から無差別の核軍縮を主張してきていることから、このようなインド強がなされることはないと考える。

二について

NSG声明において、ウラン濃縮、使用済燃料の再処理及び重水製造のような機微な資機材・技術(以下「機微な資機材及び技術」という)については、NSGガイドライン・パート1の第六項及び第七項の規定に従う旨、特に明記されており、これらの規定に従つて移転は抑制されることになる。

また、NSG声明に関する議論を通じて、NSG参加各國は機微な資機材及び技術の移転を行ふ予定はない理解している。

NSG声明については、ムカジー外相の声明においても述べられたインドの核実験モラトリームの継続を始めとして、民生用の原子力施設への国際原子力機関保障措置の適用、NSGガ

イドラインの遵守を含む厳格な輸出管理の実施等のインドのコミットメント及び行動に基づくものであることが明確にされ、また、これらの

コミットメント及び行動を通じて、インドに対する不拡散措置が現在より強化され、インドの原子力活動の透明性が高まるとともに、国際的な核不拡散体制の外にいるインドによる更なる不拡散への取組を促す契機となると考えられること等から、我が国としては、ぎりぎりの判断として、同声明に関するコンセンサスによる採択に加わった。

印度は、この考え方を示した核軍縮決議案を国連総会に提出し、圧倒的多数の支持を得ていている。

四について

NSGにおける議論の詳細については公表しないこととなっているが、NSG声明の採択に際して、我が国は、特に唯一の被爆国として、インドによる核実験モラトリームの継続を重視しつつ議論に参加し、仮にインドによる核実験モラトリームが維持されない場合には、NSGとしては例外化措置を失効又は停止すべきであること、また、NSG参加各國は、各國が行つている原子力協力を停止すべきであることを明確に表明した。

また、インドに対し、非核兵器国としての核兵器の不拡散に関する条約(昭和五十一年条約第六号、以下「NPT」という)への早期加

入、包括的核実験禁止条約(以下「CTBT」という)の早期署名・批准等を求めるとの我が国の立場に変わりはないことを表明した。

五について

NPTを基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化のためには、核兵器のない平和な世界に向けた、具体的かつ着実な取組を一步步進めていく必要がある。このような考えに基づき、二千十年NPT運用検討会議に向けた議論に参加していく考え方である。また、我が国は、この考え方を示した核軍縮決議案を国連

NSG声明は、一又はそれ以上のNSG参加国政府が協議を要する状況が生じたと考へる場合には、参加各國政府は、NSGガイドライン・パート1の第十六項の規定に従つて、会合し、そして行動するとしており、同項は、供給国は、当該受領国への原子力移転の終了を含み得る適切な対処及び可能な行動について合意しなければならない旨規定していることから、万

六について

NSG声明は、一又はそれ以上のNSG参加国政府が協議を要する状況が生じたと考へる場合には、参加各國政府は、NSGガイドライン・パート1の第十六項の規定に従つて、会合し、そして行動するとしており、同項は、供給

国は、当該受領国への原子力移転の終了を含み得る適切な対処及び可能な行動について合意しなければならない旨規定していることから、万一千九百九十五年十月二十八日、内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員高木義明君提出米印原子力協定

およびNSG総会、日本政府の対応に関する質問に対する答弁書

国は、各国が行つてゐる原子力協力を停止すべきであることを明確に表明した。

我が国としては、インドがNSG声明採択の趣旨を重く受け止め、国際的な核不拡散体制の維持・強化のために責任ある行動をとるよう引き続き強く求めていく考えである。また、印度に対し、非核兵器国としてのNPTへの早期加入、CTBTの早期署名・批准等を求めるとの我が国の立場には変わりはない。

七について

御指摘の報道については承知しており、事実関係等につき情報収集に努めているが、正確な情報は確認できていない。

八について

今次NSG総会において、我が国は、インドに対し、非核兵器国としてのNPTへの早期加入等を求めるとの立場に変わりはないことを表明したものである。

平成二十年十月二十日提出

十二道府県による国庫補助事業の不正経理に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

十二道府県による国庫補助事業の不正経理に関する質問主意書

会計検査院が行つた調査により、北海道、青森、岩手、福島、栃木、群馬、長野、岐阜、愛

知、京都、和歌山、大分の十二道府県において、

国から交付された補助金を、本来の事業目的以外の用途に使用する不正経理(以下、「不正経理」という)が行われていたことが明らかにされている。

右を踏まえ、以下、政府に対し質問する。

一本年十月十九日の新聞報道によると、任意で選び、調査を行つた十二道府県に続き、他の都府県に対しても会計検査院は順次調査を行う方針であるとのことだが、右は例外を設けることなく、全国四十七都道府県で全てについて「不正経理」の実態を調査するものと理解して良いか。確認を求める。

二一の調査はいつ頃までに終える予定と認識しているか。

三 新聞報道によると、「不正経理」の具体的な内容に、領収書を改ざんし、業者に公金を渡して手口があつたとのことであるが、政府として「不正経理」の詳細な内容、手口を把握しているか。

四 今回明らかになつた「不正経理」は、平成十四年度から十八年度までの五年間のもので、総額五億五千万円にのぼることであるが、政府として、平成十三年度以前のものについてもさかのばつて調査する考えはあるか。

五 「不正経理」に対する政府の見解如何。

六 今回明らかになつた「不正経理」、そして今後の調査によって明らかになりうるものに対し

か説明されたい。「不正経理」に関して厳正な処罰を行うことを各都道府県に求める考えはあるか。

人物に対して厳正な処分を行うと共に、予算を年度内に使い切らなくてはならないといういわゆる予算の単年度主義の仕組みを改める、国から地方への補助事業のあり方を見直す等の抜本的な対応が求められると考えるが、政府の見解如何。

七 再発防止のためにも、「不正経理」に関わった人物に対して厳正な処分を行うと共に、予算を年度内に使い切らなくてはならないといわゆる予算の単年度主義の仕組みを改める、国から地方への補助事業のあり方を見直す等の抜本的な対応が求められると考えるが、政府の見解如何。

[別紙]
衆議院議員鈴木宗男君提出十二道府県による国庫補助事業の不正経理に関する質問に対する答弁書

一及び二について
政府としては、内閣に対し独立の地位を有する会計検査院に対し、検査の内容や実施時期等について照会する立場になく、お答えすることはできない。

三から七までについて
御指摘の「不正経理」については、現在、会計検査院において検査を実施しているところであると承知しております。政府として、現時点において、その内容やこれに対する見解及び対応についてお答えすることは困難である。

なお、一般論として申し上げれば、補助金等の他の用途への使用については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第百七十九号)により禁止されており、補助事業者等が補助金等の他の用途への使用をしたときは、同法の規定に基づき、各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる」ととされ、かつ、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、

補助事業等の当該取消に係る部分に關し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならないとされて

いるなど、各省各庁の長において、同法の規定の趣旨にのつとり適切に対応することとなつて、政府としてどの様な対応をとる考えでいる。

八について

平成二十年十月二十日現在の会計検査院の職員数は千二百七十八人、平成二十年度会計検査院所管歳出予算額(当初)は百七十五億千二百五十一万三千円と承知している。

九について

政府としては、会計検査院の検査機能の重要性について十分認識しており、検査活動が円滑かつ厳正に行われ、その機能が十分發揮できるよう、検査体制の充実強化については今後も十分配慮していきたいと考えている。

平成二十年十月二十日提出
質問 第一三八号

米国による対北朝鮮テロ指定の解除を巡る経緯等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

米国による対北朝鮮テロ指定の解除を巡る経緯等に関する質問主意書

本年十月十一日、米国政府は一九八八年から続けてきた対北朝鮮テロ指定(以下、「対北テロ指定」という。)を解除した。右を踏まえ、以下質問

一 本年十月十五日の新聞報道によると、麻生太郎内閣総理大臣は同月十一日夜、出張先の浜松市において、米国務省報道官が正式に発表する三十分前にブッシュ米国大統領からの電話を受け、米国政府が「対北テロ指定」の解除をする旨を初めて知られたとのことであるが、我が國

はいつ頃から「対北テロ指定」の解除を察知していたか、また、いつ頃米国より事前の通知を受けていたか等、「対北テロ指定」解除を巡る日米双方の経緯につき、時系列で詳細に説明されたい。

二 新聞報道による、麻生総理は秘書官の携帯電話でブッシュ大統領と会談したことであるが、右は事実か。

三 二が事実ならば、それは秘密保持の観点から適切か。なぜ麻生総理は携帯電話で会談に臨んだのか。その時麻生総理は浜松市のホテルにいたと承知するが、盗聴される可能性の高い携帯電話を使用するのではなく、ホテルにある固定電話を使用するという選択は出来なかつたのか。

四 米国政府が「対北テロ指定」を解除することを正式な通知が我が国になされたのはいつか。

五 米国側より「対北テロ指定」の解除についての正式な通知が我が国になされたのはいつか。

六 新聞報道によると、本年十月十四日、韓国大統領府幹部は、麻生総理がブッシュ大統領と電話で会談した日の一日前の同月十日夜には、米国政府より「対北テロ指定」解除の通告を受けて

いたと明らかにしたとのことであるが、「対北テロ指定」解除の通告が、我が国よりも早い段階で韓国になされていたとのことは事実か。

七 米国による「対北テロ指定」解除に対する政府の評価如何。

八 米国による「対北テロ指定」の解除は、日米同

盟にどの様な影響を及ぼすか。政府の見解如何。

九 米国による「対北テロ指定」の解除は、拉致問題を抱える我が国の国益に真に向から反するものであると考える。また、米国政府が我が国に對して十分な事前通知、根回しもなく、しかも韓国に對する通知よりも遅れ、正式発表の直前になつて「対北テロ指定」の解除を知らせてきたことは、日米同盟の信義に悖る行為であり、政

府は米国政府に厳重に抗議すべきであると考えるが、政府は米国政府に對してどの様な抗議をしたのか明らかにされたい。

十 新聞報道によると、「対北テロ指定」の解除を巡り、本年十月十一日昼に外務省幹部の一人が「なお米国とすり合わせることが残つてい

る。それが解消されない場合は解除はない」と述べ、他には同日夜に我が国政府高官が「大統領が決断したという報告は全くない。何の連絡もなしに解除すれば信義違反と受け止められ、外務省幹部が「何の連絡もない。あつたとしたら、騙されたということだろう」と述べたとのことであるが、外務省幹部、政府高官が、右の様に米国「対北テロ指定」解除はない、極めて樂観的な甘い見通しでいたというのは事実か。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出米国による対北朝鮮テロ指定の解除を巡る経緯等に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一七〇第一三八号
内閣總理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
内閣總理大臣 麻生 太郎
衆議院議員鈴木宗男君提出米国による対北朝鮮テロ指定の解除を巡る経緯等に関する質問に対する答弁書

関して我が国に有利な国際情勢を作れなかつたという意味で、我が国外交の敗北を意味すると考える。政府、特に外務省は率直にその点を反省し、早急に外交戦略を練り直すことが求められていると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

十一 我が国は一貫して「対北テロ指定」の解除に反対してきたと承知するが、結果的に「対北テロ指定」は解除されてしまった。右は、それを

食べ止めることができず、拉致問題の解決等に

外相電話会談を、また、翌十一日に日米首脳電

話会談をそれぞれ行つた。政府は、これらの協議の中で、米国政府から指定解除の発表について事前に説明を受けており、いずれにせよ、政府として、米国政府が我が方の意思とは無関係に指定解除の意思決定を行つたものとは認識していない。

七、八及び十一について

政府としては、米国は、北朝鮮の非核化を検証するための措置に関する合意以下、米朝合意」という。(が得られたことを受け、現在停滞している六者会合プロセスを動かすことが重要であるとの判断から、指定解除を行つたものと組みに関する文書を採択するため、また、核問題とともに、拉致問題を含む日朝関係も前進するよう、米国を中心とする関係国と一層緊密に連携しつつ、最大限の努力を行つていく考えである。

十について
外務省として、御指摘の発言を確認することができないため、お答えすることは困難である。

平成二十年十月二十日提出
質問第一三九号
竹島問題を巡る韓国内での抗議等に対する政府の対応に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

竹島問題を巡る韓国内での抗議等に対する

政府の対応に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七〇第七〇号)を踏まえ、再度質問する。

一 七月十四日、政府が二〇一二年度から使用する新学習指導要領の解説書に竹島を明記したことを受け、韓国内で様々な抗議活動が行われ、本年七月末、韓国国会において、我が国の対馬も韓国の領土であるとする決議(以下、「決議」という。)が発議されたことにつき、「前回答弁書」で政府は「お尋ねの『決議』に関連する状況はどの様になつてあるか、政府は把握しているか。

二 「決議」について政府は「前回答弁書」で「政府としては、対馬が我が国の固有の領土であることは明らかであり、大韓民国政府が対馬を同國の領土と認識していないことも明らかであると認識している。」と答弁しているが、右は政府として、「決議」を受けて韓国政府に何の抗議もしないといふことか。

三 二〇〇八年度の防衛白書に、竹島問題について、「わが国固有の領土である北方領土や竹島の領土問題が依然として未解決のまま存在している」と書かれていることに対して、韓国外交部が本年九月五日、「強く抗議し、日本政府がただちに是正するよう求める」との声明を出し、高橋礼一郎在韓国日本公使を同部に呼びかけて抗議し、同様に韓国国防部も在韓国日

本大使館の防衛駐在官を呼びつけて抗議をしたと報じられていることについて、「前回答弁書」

と報じられていることについて、「前回答弁書」で政府は「御指摘の在大韓民国日本大使館職員二名がそれぞれ先方の求めに応じて大韓民国外交通商部及び国防部を往訪したことは事実である。」としているが、要するに高橋公使と防衛駐在官は、防衛白書における竹島の記述について説明すべく自発的に韓国外交通商部及び国防部を訪問したのではなく、韓国政府から強制的に呼びつけられる形で訪問したということか。

四 三の答弁にある「先方の求め」とは、韓国政府によるどの様な求めであつたのか詳細に説明されたい。

五 韓国が竹島問題について、我が国の主張と相容れない主張や各種施策の展開を図つた時に、これまで政府は在日本韓国大使館職員や同大使館勤務の防衛駐在官等、韓国政府関係者を呼びつけて抗議等をしたことはあるか。

六 高橋公使と防衛駐在官は、そもそも今回、韓国政府の求めに応じて韓国外交通商部及び国防部を訪問する必要はあつたのか。我が国固有の領土に関する我が国政府の刊行物における記述のあり方で、他国から抗議されるいわれはない、ましてそれに対しても政府関係者が出向いて抗議を受けるのは、あまりに弱腰な外交姿勢と言えるのではないか。政府の見解如何。

右質問する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題を巡る韓国内での抗議等に対する政府の対応に関する第三回質問に対する答弁書

内閣衆質一七〇第一三九号

平成二十年十月二十八日

衆議院議長 河野 洋平殿 内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題を巡る韓国内での抗議等に対する政府の対応に関する第三回質問に対する答弁書

内閣衆質一七〇第一三九号

平成二十年十月二十八日

官 報 (号 外)

1 福田前政権のとき、米政府から日本政府に
対し「アフガニスタンへの軍事支援費の一部
として五年間で最大二〇〇億ドルの分担」が
要請されたのは事実か。事実であれば、い
つ、誰から、どのような内容で要請があつた
のか。また日本政府はどのような回答をした
のか。

2 麻生政権になつてから、米政府から日本政
府に対し「アフガニスタンの国軍育成のため
の費用」として、負担要請はされたのか。そ
うであれば、いつ、誰から、どのような内容
で要請があつたのか。また日本政府はどのよ
うな回答をしたのか。

3 「アフガニスタンの国軍育成のための費用」
として、これまでに米国側からの負担要請を
受けたことはあるか。あるとすれば、いつ、
誰から、どのような内容で要請があつたの
か。また日本政府はどのような回答をしたの
か。

4 米国からの「アフガニスタンの国軍育成の
ための費用」負担要請について、日本政府は
今後どのような対応を考えているか。

5 日本の国際貢献活動に「国軍育成の費用」負
担は入るのか。麻生首相の見解を明らかにさ
れたい。

「軍事支援費」について

府に対し「アフガニスタンへの軍事支援費の一部として五年間で最大二〇〇億ドルの分担」として、負担要請はされたのか。そうであれば、いつ、誰から、どのような内容で要請があったのか。また日本政府はどのような回答をしたのか。

3 「アフガニスタンへの軍事支援費」として、これまでに米国側からの負担要請を受けたことはあるか。あるとすれば、いつ、誰から、どのような内容で要請があつたのか。また日本政府はどのような回答をしたのか。

4 米国からの「アフガニスタンへの軍事支援費」負担要請について、日本政府は今後どのような対応を考えているか。

5 日本の国際貢献活動に「軍事支援費」負担はあるのか。麻生首相の見解を明らかにされたい。

三

1 米政府から、「CH47輸送ヘリによるアフガン国内の輸送」などの打診があつたのは事実か。事実であれば、いつ、誰から、どのような内容で要請があつたのか。また日本政府はどのような回答をしたのか。

2 米国からの「CH47輸送ヘリによるアフガン国内の輸送」要望について、日本政府は今後どのような対応を考えているか。

3 米国からの「CH47輸送機による海外からアフガンの拠点空港への輸送」要望について、日本政府は今後どのような対応を考えて

4 米国からの「地方復興チーム(PRT)への
人的貢献」要望について、日本政府は今後ど
のように対応を考えているか。

四 麻生首相の所信表明演説について

　麻生首相の言うアフガニスタンでの「テロと
の戦い」とは、誰を相手に戦っているのか。タ
リバンなのか、アルカイダなのか。それともそ
の他の勢力なのか。麻生首相の見解を明らかに
されたい。

五 現在までのアフガニスタンでの「テロとの戦
い」は、成果があつたと考えているか。そうで
あれば、何を根拠にそう考えるか。麻生首相の
見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一四〇号
平成二十年十月三十一日

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員辻元清美君提出日本の国際貢献につ
いての麻生首相の認識に関する質問に対し、別
紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出日本の国際貢献
についての麻生首相の認識に関する質問に
対する答弁書

一の1から4まで、二の1から4まで及び三につ
いて

日米間では、アフガニスタン情勢等に関し、

の要請を含め個別具体的な要請が米側からあるということではないが、米国を含む国際社会の国々から、日本に対し、アフガニスタンへの支援を強化してほしいとの期待は存在する。アフガニスタン支援に關し、我が国としては、治安・テロ対策及び人道復興支援を「車の両輪」としてこれに取り組むことが必要であるとの認識の下、引き続きできる限りの支援を行っていく。

一の5及び二の5について

御指摘の「国軍育成の費用」及び「軍事支援費」が具体的にいかなる費用を指すのか明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について

麻生首相の所信表明演説にいう「テロとの闘い」は、国際社会が一致団結してアフガニスタンを中心に行っている国際的なテロリズムの防止及び根絶のための取組を一般的に指すものと理解している。

五について

アフガニスタンにおいては、「テロとの闘い」のため、我が国を含む国際社会が人道復興支援と治安・テロ対策の双方についてアフガニスタンを支援しており、同国政府の能力強化、社会・経済指標の向上や、多数のテロリストの死亡・拘束等を含め、一定の成果を上げていると認識している。

平成二十年十月二十一日提出
質問 第一四一號

日本の核武装についての麻生首相の認識に関する質問主意書

提出者 鈴元 清美

日本の核武装についての麻生首相の認識に関する質問主意書

二〇〇六年一〇月一七日の衆議院安全保障委員会において、辻元清美の、二〇〇三年の新聞アンケートで麻生外相(当時)が「核武装を検討すべき」と回答しているがいまも同じ認識か、という質問に対し、麻生外相(当時)は「核兵器というものの保有について検討すべきか、だんだんだんだん隣がみんな持っていくときに、日本だけ何の検討もされていないというのはいかがなものか」と答弁した。続いて一〇月一八日の衆議院外務委員会で、「日本の核保有について全くしていないのは多分日本自身であって、ほかの国はみんなしておるというのが現実」「隣の国が持つというようなことになったときに(略)一つの考え方としていろいろな議論もしておくというのは大事なことだ」と答弁している(答弁一)。

こうした発言に対し、「(核廃絶を求める過去の)国会決議に背き、国是を否定する」「北朝鮮の核放棄に向けた国際社会の努力に水をさす」などとして、社民党、民主党、共産党、国民新党的四野党は同年一月九日、安倍晋三首相(当時)に対し麻生外相(当時の)の罷免を要求している。

同年一月三〇日の衆議院安全保障委員会にお

ける辻元清美的質問に対し、麻生外相(当時)は、「核をつくる能力(略)を持っていることも確かです」「ロケットを、少なくとも移動衛星、静止衛星、偵察衛星等々を飛ばす、搬送する技術も日本

はあります」と答弁して、日本が核兵器製造能力を有することを明らかにした(答弁二)。

なお米国務省は二〇〇八年一〇月一日、北朝鮮のテロ支援国家指定を解除したと発表した。これについてブッシュ大統領から首相への直接の指定解除通告は、米国務省の正式発表の三〇分前と報道されている(読売新聞、二〇〇八年一〇月一三日)。報道が事実であれば、すでにライス国務長官が解除の書面に署名してから三時間が経過しており、マスコミも報じた後だったことを考

えると、極めて遅い通告だったといわざるをえない。

元米国務省の外交官が「日本で独自の核兵器開発の気運が高まれば、米政府と中国政府双方の不利益になる可能性が高い」と発言するなど、米国内には日本の核武装への懸念を示す機運も生まれている(AFP通信、二〇〇八年一〇月一六日)。

また麻生首相は、同年一〇月一九日の茨城県小美玉市における航空観閲式で「日米安全保障体制の信頼回復を一層向上させる」と訓示し、後から秘書官が「信頼性」の向上だと訂正する一幕があつた。首相周辺は單なる原稿の読み間違いと説明しているが、北朝鮮へのテロ支援国家指定解除について、米側から直前まで連絡がなかつたことから、「信頼喪失」の本音が表れたのではないかの憶測を

呼んだ」と報道されている(NIKKEI NEWS、T、二〇〇八年一〇月一九日)。

外相時代に日本の核武装をめぐつて罷免要求を受けた麻生首相が、現在どのような認識を持つているかは、国際社会が注目するところである。

従つて、以下、質問する。

一 麻生外相(当時)の答弁一について

1 麻生首相は、二〇〇八年一〇月二一日現在において、日本は核兵器保有の議論がなされたくないという認識か。

2 麻生首相は、二〇〇八年一〇月二一日現在でも、日本における核兵器保有の議論を検討すべきという認識か。

3 外務省は、麻生首相に「北朝鮮のテロ支援国家指定解除」を知らせたか。知らせたとすれば、いつ、誰が、どのような内容を知らせたのか。

4 麻生首相は、ライス国務長官が解除の書面に署名してから、ブッシュ米大統領から連絡が入るまで、「北朝鮮のテロ支援国家指定解除」を知らなかつたのか。知っていたとすれば、いつ、誰から、どのような内容を知られたのか。

5 麻生首相は、「北朝鮮のテロ支援国家指定解除」を知つてから米国に対し、抗議や異議表明を行つたか。行つたとすれば、いつ、誰に、どのような内容で行つたのか。

6 「日米同盟の強化。(これが常に、第一であります)と麻生首相は所信表明演説で述べて

いる。麻生首相が就任以降、日米同盟は強化されたと考えるか。もしくは弱体化していると考えるか。麻生首相の認識と、そう考える根拠を示されたい。

四 麻生首相の航空観閲式での発言について

1 麻生首相が、ブッシュ米大統領から「北朝鮮のテロ支援国家指定解除」の連絡を受けたが「正式発表の三〇分前」というのは事実か。

2 ライス国務長官が解除の書面に署名してか

ら、ブッシュ米大統領の連絡が入るまでに、

麻生首相へ「北朝鮮のテロ支援国家指定解除」を知らせる何らかの連絡は米国からあつたのか。あつたとすれば、それはいつ、誰から、どのような内容であつたのか。

3 外務省は、麻生首相に「北朝鮮のテロ支援国家指定解除」を知らせたか。知らせたとすれば、いつ、誰が、どのような内容を知らせたのか。

4 麻生首相は、ライス国務長官が解除の書面に署名してから、ブッシュ米大統領から連絡が入るまで、「北朝鮮のテロ支援国家指定解除」を知らなかつたのか。知っていたとすれば、いつ、誰から、どのような内容を知られたのか。

5 麻生首相は、「北朝鮮のテロ支援国家指定解除」を知つてから米国に対し、抗議や異議表明を行つたか。行つたとすれば、いつ、誰に、どのような内容で行つたのか。

6 「日米同盟の強化。(これが常に、第一であります)と麻生首相は所信表明演説で述べて

いる。麻生首相が就任以降、日米同盟は強化されたと考えるか。もしくは弱体化していると考えるか。麻生首相の認識と、そう考える根拠を示されたい。

四 麻生首相の航空観閲式での発言について

1 麻生首相が「日米安全保障体制の信頼回復

を一層向上させる」と発言したことは事実か。事実であれば、それは麻生首相個人の考

2 訓示の原稿は本来どのような文言だったのか。秘書官がどのように訂正したかも含めて、明らかにされたい。

3 「日米安全保障体制の信頼」は、二〇〇八年一〇月二一日現在において、回復する必要があると考えるか。麻生首相の認識と、そう考える根拠を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一四一号
平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員辻元清美君提出日本の核武装についての麻生首相の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出日本の核武装についての麻生首相の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

及び利用は平和の目的に限り行う旨が規定されており、また、我が国は、NPT上の非核兵器国として、核兵器等の受領、製造等を行わない義務を負つており、この義務を誠実に履行しているところである。政府としては、核兵器についての詳細な知識は有しておらず、「プロトタイプ」を使って核兵器を作る能力、「核兵器を口袋などで搬送する技術」に関するお尋ねにお答えすることは困難である。

三の6について

我が国は、安全保障、政治、経済等の分野で米国との協力関係の一層の強化のための不断の努力を行つており、日米同盟は一貫して強化されてきている。

四について

本年十月十九日の航空観問式において麻生内閣総理大臣は、「日米安全保障体制の信頼性を、一層向上させていくことが重要」と訓示する予定であったところ、「日米安全保障体制の信頼回復を、一層向上させていくことが重要」と誤つて述べたものであるが、この点は総理秘書官から報道関係者にその旨の訂正を行つたところである。

前零時ころ（日本時間。以下同じ。）に行われた関係もあり差し控えたいが、本年十月十二日午前零時ころ（日本時間。以下同じ。）に行われたは、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）との関係回復を、一層向上させていくことが重要」と誤つて述べたものであるが、この点は総理秘書官から報道関係者にその旨の訂正を行つたところである。

いざれにせよ、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号）に基づく日米安全保障体制は、我が国防衛の柱であり、これまで日米安全保障体制の信頼性の一層の向上に努めてきたところである。

た、翌十一日午後十一時三十分ころから日米首脳電話会談をそれぞれ行つた。政府は、これら協議の中で、米国政府から指定解除の発表について事前に説明を受けており、いずれにせよ、政府として、米国政府が我が方の意思とは無関係に指定解除の意思決定を行つたものとは認識していない。

二について

原子力基本法において、原子力の研究、開発及び利用は平和の目的に限り行う旨が規定されており、また、我が国は、NPT上の非核兵器国として、核兵器等の受領、製造等を行わない義務を負つており、この義務を誠実に履行しているところである。政府としては、核兵器についての詳細な知識は有しておらず、「プロトタイプ」を使って核兵器を作る能力、「核兵器を口袋などで搬送する技術」に関するお尋ねにお答えすることは困難である。

三の6について

我が国は、安全保障、政治、経済等の分野で米国との協力関係の一層の強化のための不断の努力を行つており、日米同盟は一貫して強化されてきている。

四について

本年十月十九日の航空観問式において麻生内閣総理大臣は、「日米安全保障体制の信頼性を、一層向上させていくことが重要」と訓示する予定であったところ、「日米安全保障体制の信頼回復を、一層向上させていくことが重要」と誤つて述べたものであるが、この点は総理秘書官から報道関係者にその旨の訂正を行つたところである。

前零時ころ（日本時間。以下同じ。）に行われたは、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）との関係回復を、一層向上させていくことが重要」と誤つて述べたものであるが、この点は総理秘書官から報道関係者にその旨の訂正を行つたところである。

いざれにせよ、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号）に基づく日米安全保障体制は、我が国防衛の柱であり、これまで日米安全保障体制の信頼性の一層の向上に努めてきたところである。

北朝鮮との間の協議の後には、事務レベルの協議に加え、同月十日に日米外相電話会談を、ま

平成二十年十月二十一日提出
質問 第一四二号

国土交通省所管の財團法人における職員旅行費用返還の実施状況等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

国土交通省所管の財團法人における職員旅行費用返還の実施状況等に関する再質問主意書

意書

〔前回答弁書〕（内閣衆質一七〇第四七号）を踏まえ、再質問する。

一 國土交通省の所管法人であり、道路特定財源からの支出がなされている財團法人公共用地補償機構を含む「十三の道路関係公益法人（以下、「道路関係公益法人」という。）が、職員個々人の負担はほとんどなく、費用の大部分を「道路関係公益法人」が負うという社会通念から大きく外れた形で職員旅行を行つていたことにつき、國交省内に設けられた道路関係業務の執行のあり方改革本部において本年四月十七日に取りまとめられた最終報告書では、同月十八日付で二〇〇三年度から二〇〇七年度の五年間に行つた職員旅行費用のうち、法人負担分が五割を超えていた場合は、旅行費用総額から法人負担分を差し引いた額を自主的に国庫に返還することを求めていた。そのことにつき〔前回答弁書〕では「現在までのところ、職員旅行に係る費用について、國への寄附等を実施した法人はないが、國土交通省としては、最終報告書を踏ま

え、平成二十年度に国への寄附等を実施し真に公益的な目的に活用するよう要請したところであります。現在までのところ、国土交通省に対しても最終報告書を踏まえた対応をしないという意思を示した法人はない。」との答弁がなされているが、右は、職員旅行費用の返還期限は、平成二十年度末の平成二十一年三月三十一日までであるということか。確認を求める。

二 「道路関係公益法人」のうち職員旅行費用の返還要請対象とされている十六法人に天下った、元国交省職員を含む元国家公務員のうち今年度末での退職を予定している者に対して、法人より退職金は支払われる予定があるかどうか、国交省は把握しているか。

三 二で、退職金を支払う法人があるのなら、職員旅行費用等、国民の税金が無駄に遣われた事実、また、国家公務員の天下りが国民の大きな反発を招いている事実を鑑みる時、それは適切ではないと考えるが、国交省の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一四二号

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省所管の財

団法人における職員旅行費用返還の実施状況等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

る。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省所管の財団法人における職員旅行費用返還の実施状況等に関する再質問に対する答弁書

一について

前回答弁書(平成二十年十月七日内閣衆質一七〇第四七号)五から七までについて述べたとおり、国土交通省としては、御指摘の最終報告書を踏まえ、平成二十年度に、すなわち、平成二十一年三月三十一日までに、国への寄附等

を実施し真に公益的な目的に活用するよう要請したところである。

二及び三について

国土交通省としては、各府省を退職し、御指摘の十六法人に再就職した国家公務員に係る当該法人における退職の予定及び退職金の支払の予定については、把握していない。

民族であるか否かについては、判断する立場はない。」との答弁がなされているが、右答弁にある「判断する立場はない」とはどの様な意味か。政府として、現時点では正確な判断を下すに足る確たる歴史的事実を把握していないと言うことか。

四 佐藤幸治京都大学名誉教授を座長とする政府の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」は本年十月十三日、初めて北海道に入り、三日間の日程の初日に札幌市内のアイヌ文化交流センターで、アイヌ民族の人々と意見交換をして

いる。その中で、サハリンから北海道に強制的に移住させられたいわゆる「樺太アイヌ」と言われるアイヌ民族の子孫の方が発言をしていたと承知する。この様に、アイヌ民族の中には、自身の先祖がサハリンに住んでいたと言う人もい

るところ、日本国民であるアイヌ民族がかつてにアイヌ民族が住んでいたという事実はあるか

千島列島におけるアイヌ民族の先住性に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

平成二十年十月二十一日提出
質問 第一四三号

千島列島におけるアイヌ民族の先住性に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

平成二十年十月二十一日提出
質問 第一四三号

と問うたところ、「前回答弁書」では「政府において調査した範囲では、お尋ねの事実の有無についてお答えすることは困難である。」との答弁

がなされているが、右答弁にある、政府が行った調査について、その方法、時期、行つた者、場所等、詳細に説明されたい。

二 前回質問主意書で、政府はアイヌ民族が千島列島及びサハリンの先住民族であるとの認識を有しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「政府としては、アイヌの人々は、いわゆる和人との・千島列島又はサハリンにおける先住民族であるか否かについては、判断する立場はない。」との答弁がなされているが、右答弁に

ある「判断する立場はない」とはどの様な意味か。政府として、現時点では正確な判断を下すに足る確たる歴史的事実を把握していないと言うことか。

内閣衆質一七〇第一四三号
平成二十年十月三十一日

内閣衆質一七〇第一四三号
平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出千島列島におけるアイヌ民族の先住性に関する再質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出千島列島におけるアイヌ民族の先住性に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の質問主意書(平成二十一年十月九日提出質問第九四号)についてお答えする際に、内閣官房アイヌ政策推進室が、政府において保管している文書の調査等を行つたものである。

二について
お尋ねの文書は作成していない。

告の理由及び同法第三百八十八条第一項に規定する上告受理申立ての理由に該当する事由とは認められないことから、同年九月八日、上告及び確定した。

上告受理申立てを行わないこととしたものであり、その結果、国に損害賠償義務があることが確定した。

三について

遺族が訴訟において求めていた「組織的に自殺に追いやつたことを個人的な自殺にすり替え、公表したことについて、謝罪せよ。」については、福岡高裁判決において棄却されたと承知している。

四から六までについて

平成三十年十月二十三日、遺族が防衛省に来省した際、人事教育局長が遺族に対して、かけがえのない御子息を亡くされ、防衛省としても悲しみを共有しているとの気持ちをお伝えするとともに、御子息が亡くなられたことについておわびを申し上げている。

平成二十年十月二十一日提出

質問 第一四五号

高速道路料金引き下げに関する再質問主意書

提出者 岩國 哲人

これに関連して、以下質問する。

高速道路料金引き下げに関する再質問主意書

二〇〇八年十月二十一日の朝日新聞報道によるところ認識している。「料金については、法第

して、地方を中心/highway tolls to平日・休日を問わず終日半額とする案が浮上しているとのことである。

地方先行で料金引き下げを拡充するのは、景気対策で物流コストを下げるのが狙いであり、自動料金収受システム(ETC)の設置車両が対象で、どの区間から実施するかなどは国土交通省が詰め

るとのことである。東名や名神など都市部の路線では渋滞を避けるため一部区間にとどめ、首都高速や阪神高速では別の値下げを検討することである。

実施初年度は財政融資資金特別会計の「埋蔵金」を用い、次年度以降は道路特定財源の余剰金を充てることである。ガソリン税など国の道路特定財源の税収見込みは三・三兆円(二〇〇八年度)だが、公共事業費の削減で年に四千億～六千億円程度余っている。

なお、本質問主意書において、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社を以下「会社」と総称し、道路整備特別措置法(以下、法)第二条第五項に規定する料金を、「料金」という。

この関連して、以下質問する。

私の提出した第一七〇回国会質問第八九号に対し、内閣より「料金引き下げ」については、会社において具体的に検討されるべきものであると認識している。「料金については、法第

三条第一項又は第六項の許可の申請を行う会社において具体的に検討されるべきものである旨の記載のある答弁書を受領した。

右の報道によると、「政府・与党が打ち出す新たな経済対策の柱として、地方を中心に高速道路料金を平日・休日を問わず終日半額とする」とあるが、これは会社が「政府・与党が打ち出す新たな経済対策の柱」としての料金引き下げを具体的に検討し、政府に対し提案したものであるのか、それとも政府が主体となつて具体的に検討したものであるのか。

また、「どの区間から実施するかなどは国土交通省が詰める」というのは、会社が主体となつて具体的に検討し、その検討に対し国土交通省が調整するという理解でよいのか。それとも、国土交通省が主体となつて具体的に検討したものであるのか。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一四五号
平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出高速道路料金引き下げに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岩國哲人君提出高速道路料金引き下げに関する再質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の報道に係る事実関係の詳細についてることは困難である。

も六社の株式の三分の一以上を保有する予定とされているが、現存する上場企業で、経営方針を国が実質的に決定している企業はあるか。

六年法律第九十九号)第一条第二項に規定する高速道路をいう。の料金(道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二条第五項に規定

は、民主党等のガソリン税暫定税率引き下げ案に対し「ガソリンの値段を下げればそれだけで日本の環境問題はそんな程度の取り組みなんだということになる。そのマイナス効果は計り知れないものがある」と発言されているが、道路特定財源の余剰金を充当することによる高速道路料金引き下げを会社と国が連携して行う場合にもこのようない「マイナス効果」が生じ得るとお考えか。

する料金をいう。)の割引に関する検討については、前回答弁書(平成二十年十月十七日内閣衆質一七〇第八九号)二についてで述べたとおりである。

三について

お尋ねの「経営方針を国が実質的に決定している」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「マイナス効果」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

平成二十年十月二十一日提出

遺伝子組換え食品に関する質問主意書

提出者 岩國 哲人

遺伝子組換え食品に関する質問主意書

組換えDNA技術応用食品・食品添加物(以下、「遺伝子組換え食品」)の安全性を確保するため、厚生省は平成三年から「安全性評価指針」に基づいて個別に安全性審査を行っていたが、これは、法律に基づかない任意の審査であった。

しかしながら、厚生労働省は、「遺伝子組換え食品の開発や実用化は、近年、国際的にも急速に広がってきており、今後さらに新しい食品の開発が進むことも予想される」ことを根拠として、食品衛生調査会の審議結果を踏まえ、安全性審査が

されていないものが国内で流通しないよう、食品

衛生法の規格基準(厚生省告示)を改正して、「安全な食品」という観点から、安全性審査を法的に義務化した。

これにより、平成十三年四月一日から、安全性審査を受けていない遺伝子組換え食品は、輸入、販売等が法的に禁止され、平成十五年七月一日に食品安全基本法が施行され、内閣府に食品安全委員会が発足したことに伴い、遺伝子組換え食品の

安全性審査は食品安全委員会の意見を聴いて行うこととなっている。

また、農林水産省は、遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第七条第一項及び生鮮食品品質表示基準第七条第一項の規定に基づく農林大臣の定める基準(平成十二年三月三十日農林水産省告示第五一七号)により、「一定の品質や特別な生産方法で作られているか否か」という点で、表示義務を課している。

これに関連して、以下質問する。

一 現行制度下では、遺伝子組換え食品の表示(以下、表示)に関する事務は、厚生労働省、農林水産省及び内閣府が管轄している。

民主党は、マニフェストにおいて、食品安全

法(昭和二十二年法律第二百三十二号)を所管する厚生労働省及び農

林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)を所管す

る農林水産省が共同して「食品の表示に関する共同会議」を開催しており、その中で、遺伝子組換え食品の表示に関する検討が行われてい

るところである。

また、消費者廳に身近な問題を取り扱う法律は

理を行うことを検討したことはあるか。

二 ナタネ油は日本人が消費する食用油の約六割を占めているが、現在日本で利用されている菜種の約八割(栽培面積ベース)は組換え種である。

わが国の現行制度下では、遺伝子組換え表示がナタネ油をはじめとする食用油にはないが、この理由としては、厚生労働省によると、

① 加工過程でたんぱく質やDNAが分解されるために検出が不可能であること。

② 物品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで追跡が可能な状態とするトレーサビリティ法が導入されていないことから、遺伝子組換え作物由来の原料であるかどうか確認不可能であること。

③ 加工過程でたんぱく質が分解されるので、遺伝子組換え由来であってもなくとも作物として同等と考えられること。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一四六号

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員岩國哲人君提出遺伝子組換え食品に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岩國哲人君提出遺伝子組換え食品に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの遺伝子組換え食品の表示に関する政

策については、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十二号)を所管する厚生労働省及び農

林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)を所管す

る農林水産省が共同して「食品の表示に関する共同会議」を開催しており、その中で、遺伝子

組換え食品の表示に関する検討が行われてい

るところである。

また、消費者廳に身近な問題を取り扱う法律は

討は行つたことがあるか。

三 昨今の食料価格高騰や、輸入食品に関する安

全性の議論に伴い、食料自給率向上が政府・与党からも強く主張されているが、遺伝子組換えでない食品の栽培を、政府として補助・支援することを検討しているか。

遺伝子組換え食品を含め食品の表示に関する法律は、第百七十九回国会に提出した「消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案において、食品衛生法及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等に基づく表示に関する事務を消費者庁に移管することとしている。

二について

御指摘の五パーセントという基準について私は、トウモロコシ及び大豆並びにこれらの加工食品について設定されており、これらの生産、流通実態を考慮すると、遺伝子組換え食品が混入しないよう分別管理を生産段階から適切に行つた場合でも、現実的には遺伝子組換え食品を完全に分別することが困難であり、最大で五パーセント程度混入することは否定できないことを勘案して定めているものであり、その見直しについての検討を行つたことはない。

また、遺伝子組換え作物由来の食品であるかどうかを確認するための「トレーサビリティ法」の導入についての検討を行つたことはない。

三について

国内において食用に供する目的で遺伝子組換え作物の商業栽培が行われているとは承知しており、遺伝子組換えでない作物の商業栽培のみを対象とした補助や支援を行う必要もないことから、そのような補助等についての検討は行つていない。

平成二十年十月二十二日提出
質問 第一四七号

酪農業の現状に対する政府の認識等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

酪農業の現状に対する政府の認識等に関する質問主意書

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣總理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出酪農業の現状に対する政府の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出酪農業の現状に対する政府の認識等に関する質問に対する答弁書

一について

我が国の酪農業は、生乳生産を通じて、国民の食生活に不可欠なカルシウム等の供給源である牛乳及び乳製品の安定供給に寄与するとともに、農山村地域の活性化等の地域経済への波及効果を有するほか、自給飼料生産を通じた自然環境の保全等の多面的機能も有しているものと認識している。

二について

乳用牛の飼養戸数については、毎年二月一日時点における概数を把握し公表しているが、平成二十年二月一日現在における全国の乳用牛の飼養戸数は、二万四千四百戸となつており、前年同時期に比べて約三・九パーセントの減少となつてている。

者団体との間に入り、交渉をまとめるべく調整する等、十分な協力をしたか。

右質問する。

三について

配合飼料価格の高騰等を踏まえ、緊急に酪農経営の安定を図るため、平成二十年二月に都府県酪農緊急経営強化対策を創設するとともに、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十一項第一項に規定する補給金単価（以下「補給金単価」という。）につ

いて、前年度に比べ一キログラム当たり一・〇円引き上げたところである。また、平成二十年六月には、北海道酪農緊急経営強化対策の拡充を行い、また、補給金単価について、更に一キログラム当たり〇・三円引き上げたところである。

四について

会及び沖縄県酪農業協同組合並びに関東生乳販売農業協同組合連合会等広域的な生産者団体（以下「広域生産者団体等」という。）がその再引き上げを求め、乳業メーカーとの間で交渉が行われており、現時点で、飲用乳価について平成二十一年三月から一キログラム当たり十円引き上げること等を乳業メーカーと合意した広域生産者団体等もあると承知している。政府としては、現下の酪農経営の厳しい状況について、生産者、乳業メーカー、量販店、消費者等の間で認識の共有が早期に図られ、この交渉が前進するような環境づくりを行つてきたところである。

官報 (号外)

平成二十年十月二十二日提出
質問第一四八号

各省による不適切なODA予算の実施に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

各省による不適切なODA予算の実施に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七〇第九二号)を踏まえ、再質問する。

一 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の五省における二〇〇三年度から〇七年度までの技術協力に係るODA予算の実施状況について会計検査院が調査したところ、

- ① 国交省、農水省においてODAと関係のない業務で帰宅が遅くなつた職員のタクシー代をODA予算から支出
- ② 国立感染症研究所において、ハンセン病やエイズの研究と称し、研究経費で交通機関のプリペイドカードや研究と関係のない機器を購入
- ③ ユネスコ・アジア文化センターにおいて、ユネスコ活動の名目で関係のない切手やプリペイドカードを購入し、経費が補助金交付額と一致する様偽装
- ④ 国立国際医療センターにおいて、疾病の臨床研究等と題して同センターの研究者が架空の納品書、請求書を作らせ、代金を支払つたかの様に偽装して別の用途に使用

⑤ 東京大学において、在留期限が切れているのを確認せず、不法在留状態のまま留学生を在籍させ、留学生給与を半年間支給

⑥ 國際労働財團が研修で招いたネパール人二人が離日する日に失踪し、依然一人が行方不明

⑦ 海外漁業協力財團がシャコ貝の資源保護の名目でミクロネシアに専門家を派遣し、養殖を支援したが、指導終了後に現地の養殖場が閉鎖、もしくは電力不足により活動停止等、ODA本来の業務とは無関係の業務に予算が使われた等の不適切な事例があつたことが明らかになっている。なぜこれらが不適切な事例が発生したかと前回質問主意書で問うたところ、「前回答弁書」では「今回のような事案が生ずる原因については、予算執行主務官庁において、今後、必要に応じて、更に調査などを行い、その結果も踏まえ、再発の防止に向けた取組を行つてまいりたい。」との答弁がなされてい

るが、では今回不適切な事例が指摘された文科省議院議員鈴木宗男君提出各省による不適切なODA予算の実施に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一七〇第一四八号

平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出各省による不適切なODA予算の実施に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出各省による不適切なODA予算の実施に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の関係省においては、これまでのところ、お尋ねの調査は行つていないが、御指摘の事例に係る会計検査院の調査結果について、現在、会計検査院において平成十九年度決算検査報告として取りまとめを行つてゐるところであると承知しており、その内容も踏まえ、必要に応じて、関係省において更に調査などを行つてまいりたい。

〔前々回答弁書〕(内閣衆質一七〇第四三号)を踏まえ、再度質問する。

二 一で、行われているのなら、各省内のどこの部署において誰が責任者として調査を行つてゐるのか等、それぞれの調査体制につき詳細に説明されたい。

三について

政府としては、従来から、会計検査院の決算検査報告も踏まえ、事務事業の在り方の見直し

無駄遣いの事例が会計検査院の調査により最近明らかにされている。現在、国民の政府に対する信頼は大きく揺らぎつつあるが、麻生内閣総理大臣は、行政の長として、何らかの指示、訓令は出しているか。

右質問する。

や適正な会計処理の徹底などに努め、政府における無駄を排除するよう取り組んでいるところである。

平成二十年十月二十二日提出
質問第一四九号

ミャンマーで起きた邦人殺害事件の真相究明に向けた政府の取り組み等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

「前回答弁書」(内閣衆質一七〇第八六号)及び回質問主意書

内閣總理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

ミャンマーで起きた邦人殺害事件の真相究明に向けた政府の取り組み等に関する第三回質問主意書

〔前々回答弁書〕(内閣衆質一七〇第四三号)を踏まえ、再度質問する。

一 昨年九月、ミャンマーで民主化を求める僧侶や市民のデモをミャンマー軍事政権が鎮圧し、その際にデモの現場にいた日本人ジャーナリストの長井健司さんがミャンマー治安部隊に射殺される事件(以下、「事件」という。)が発生してしまった。

〔事件〕の真相究明に向けたミャンマー政府の取組みをどのように評価しているか。ミャンマー政府は、我が国政府の求めに誠実に対応し、

〔事件〕の真相究明に努力していると政府は認識しているか。

三 十二道府県において国庫補助事業に係る補助金を不正に使用する例が見つかる等、国と地方を問わず、多くの公的機関による国民の税金の

政府としては、従来から、会計検査院の決算検査報告も踏まえ、事務事業の在り方の見直し

二 「事件」発生後にも、政府はミャンマーに対して第八次母子保健サービス改善計画等の新規経

濟協力を行つてゐることが「前回答弁書」で明らかにされている。政府はこれらの経済協力を

「案件の一層の絞り込みを行つた上で、実施している」と「前々回答弁書」で述べているが、「事件」発生後に新規の経済協力をミャンマーに対して行ふことを政府が決定した理由を説明されたい。

三 尊い邦人の生命が奪われ、未だ「事件」の真相究明がなされていない中、更に新規の経済協力を行うことは、政府の対応としてはあまりに甘く、ミャンマー政府につけいる隙を与えることはあつても、「事件」の真相究明には何ら資することはないのではないか。政府の見解如何。

官報 (号外)

四 前回質問主意書で、我が國の警察当局と外務省が「事件」の調査のため結成したチームが本年二月十九日にミャンマーに派遣された際、同チームが行つた司法解剖結果とビデオ画像の鑑定結果を説明した上、発砲は極めて至近距離から行われたものであるとの分析等を示し、ミャンマー側のこれまでの「事件」の見解の修正及び殺害された長井健司さんが所持していたビデオカメラについて更に捜索を行う様求めた件につき、「前回答弁書」では「平成二十年七月十四日以降同年十月八日までに、ミャンマー警察犯罪捜査局から回答はない。」との答弁がなされていが、政府、特に外務本省、在ミャンマー日本国大使館は、どれくらいの頻度でミャンマー側の早期の回答を要請しているか。これまで回答を要請してきた日になら、場所、方法等、詳細に

説明されたい。

五 そもそも「事件」発生直後に、例えば在ミャンマー日本国大使を召還する等、政府はより目に見える強い抗議を行うべきではなかつたか。

「事件」の真相究明がこうも遅れているのは、政府の対応の甘さに主な原因があると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一四九号

平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーで起きた邦人殺害事件の真相究明に向けた政府の取り組み等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーで起きた邦人殺害事件の真相究明に向けた政府

の取り組み等に関する第三回質問に対する

一及び五について

り取り及び申入れを受けての対応振りについての評価を明らかにすることは、ミャンマー政府との間の今後のやり取りに支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えた。政府としては、これまで日・ミャンマー外相会談等において、ミャンマー政府に対し、本件事件につき強く抗議してきており、引き続き可能な限り速やかに日本側の申入れについての検討の結果を通知するよう更に求めていく考えである。

二及び三について

対ミャンマー経済協力については、御指摘の案件等を含め、ミャンマー国民に直接利益をもたらす人道案件等に限定して実施しているところである。長井健司氏死亡事件に関する我が国のミャンマー政府に対する今後の対応については、ミャンマー政府の検討結果の通知を含めミャンマー政府の対応を見極めた上で、検討していく考え方である。

四について

政府としては、長井健司氏死亡事件発生直後から、ミャンマー政府に対し、様々な形で働きかけを行つてゐるが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ミャンマー政府との間の今後のやり取りに支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えた。先の第一六九通常国会における質問(平成二十年六月十八日提出質問第五五七号)にて、本件においてはいまだ解明すべき事項があることを示したが、薬害肝炎事件を機にその検証と医薬品行政の見直しが今までに進行しつつある状況において、本件の真相が解明されることなく、また本件から教訓を引き出し、今後の予防接種における安全の確保に生かすことなく風化させることは許されない。

本件の真相解明及び、より安全な予防接種体制の確立と、薬害防止に資するべく以下に質問をする。長井健司氏死亡事件に関連し、我が国政府としてミャンマー連邦(以下「ミャンマー」といふ)政府に対し、事件の真相究明及びビデオカメラを含め長井氏が死亡したときに所持していたすべての所持品の返還について申し入れてきたところであるが、ミャンマー政府とのや

平成二十年十月二十三日提出
質問 第一五〇号

MMRワクチン薬害事件に関する質問主意書
提出者 阿部 知子

(号)外報

一 本件被告(財)阪大微生物病研究会など、法定接種に使用されるワクチンの製造業者に対して行われる国の指導監督の内容は何か、現状について平易に説明されたい。

二 本件薬事法違反が行われたころの指導監督内容とその後現在に至るまで、特に本件判決をうけた変化を明確にして指導監督内容がどのように変わったのか、平易に説明されたい。特に被告(財)阪大微生物病研究会に対して行われた指導監督の事実を具体的に示しながら説明されたい。

三 今後本件のごとき違法行為とそれによる副作用多発等薬害を起こさない体制が確立しているか否か。

四 MMRワクチン接種開始直後から無菌性髄膜炎、難聴、死亡などの症例が続発していたことが後に明らかになつた。平成六年改正予防接種法の下で実施されている予防接種後副反応報告等の仕組みだけでは、平成十八年度の集計が未だに公表されず有効に機能していない状況もあり、新規ワクチン導入直後の迅速かつ正確な副作用、副反応の把握はできないと考えるがいかがか。

五 平成十八年の本件大阪高裁判決以後、原告から厚生労働大臣に謝罪の要求が出ていたが、それに応えたか否か、応えていないならば何故か。

六 本件原告らに支払われた賠償金のうち、その

一 本件被告(財)阪大微生物病研究会など、法定接種に使用されるワクチンの製造業者に対して行われる国の指導監督の内容は何か、現状について平易に説明されたい。

二 本件薬事法違反が行われたころの指導監督内容とその後現在に至るまで、特に本件判決をうけた変化を明確にして指導監督内容がどのように変わったのか、平易に説明されたい。特に被告(財)阪大微生物病研究会に対して行われた指導監督の事実を具体的に示しながら説明されたい。

三 今後本件のごとき違法行為とそれによる副作用多発等薬害を起こさない体制が確立しているか否か。

四 MMRワクチン接種開始直後から無菌性髄膜炎、難聴、死亡などの症例が続発していたことが後に明らかになつた。平成六年改正予防接種法の下で実施されている予防接種後副反応報告等の仕組みだけでは、平成十八年度の集計が未だに公表されず有効に機能していない状況もあり、新規ワクチン導入直後の迅速かつ正確な副作用、副反応の把握はできないと考えるがいかがか。

五 平成十八年の本件大阪高裁判決以後、原告から厚生労働大臣に謝罪の要求が出ていたが、それに応えたか否か、応えていないならば何故か。

六 本件原告らに支払われた賠償金のうち、その

全額を負担した被告(財)阪大微生物病研究会の求償等による国の負担額はあつたか否か。

七 MMRワクチン薬害事件の事実経過、原因分析、行政対応の分析、訴訟の概要などを記述し

た厚生労働省による文書はあるか。ないならば員が今後の業務遂行上参考できる資料として早急に作成し、国民へも公表すべきと考えるがいかがか。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一五〇号

平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員阿部知子君提出MMRワクチン薬害事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す

る。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出MMRワクチン

薬害事件に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省においては、ワクチンの製造所が製造管理及び品質管理の基準(以下「GMP」という。)や薬局等構造設備規則(昭和三十六年厚生省令第一号)に定める基準(以下「構造設備基準」という。)を満たしているかどうかの調査を行っているところである。

二及び三について

お尋ねの指導監督の内容の変化については、指導監督の対象となるワクチンの製造業者が遵守すべき基準について、平成六年に、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)上、GMPに適合していることを製造業の許可の要件とし、許可の更新の際にGMPの遵守状況について調査することとともに、平成九年に、生物学的製剤の製造管理及び品質管理に特に必要な事項についてGMPに追加する等の措置を講じたところである。

さらに、指導監督の体制について、平成十六年四月に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)がGMPの遵守状況等の調査を行うこととともに、その後、当該調査に従事する機構の職員の増員を行うなどしてきたところである。

厚生労働省としては、今後とも、生物学的製剤の品質及び安全性を確保するため、指導監督の充実に努めてまいりたい。

また、お尋ねの財團法人阪大微生物病研究会(以下「阪大微研」という。)に対する指導監督については、香川県が、平成元年に阪大微研から製造所の構造設備の変更の届出がなされたことを受け、当該届出に係る構造設備が構造設備基準を満たしているかどうかの調査を行うとともに、平成二年に製造業の許可の更新の申請がなされたことを受けて、当該許可に係る製造所が構造設備基準を満たしているかどうかの調査が指摘されているが、同判決においては、阪大

平成二十年十月二十三日提出

質問 第一五一一号

大学院博士課程修了者の就職確保と研究条件改善に関する質問主意書

提出者 石井 郁子

微研が原告に対して、原判決における原告の請求の認容額全額を支払ったことにより原告の請求が棄却されたことから、結果として国側勝訴の判決となっているため、国として、当該国の指導監督責任について最高裁判所の判断を仰ぐための上告を行うことができなかつたものである。そのため、当該国の指導監督責任については、司法の最終的な判断を得られていないものと認識しており、現時点において、原告の方々の謝罪の要求に応じていないところである。

六について
御指摘の賠償金については、国に対する阪大微研の求償等は行われていない。

厚生労働省としては、平成五年に実施した阪大微研に対する調査及び平成六年に実施した阪大微研に対する行政処分に関する資料を作成しており、例えば、平成五年六月十五日に「MRワクチン等について」を、平成六年二月七日に「薬事法違反に対する行政処分について」を公表している。また、御指摘の訴訟における行政の対応についても資料を作成しており、例えば、平成十五年三月二十六日に「大阪MMR訴訟・大阪地裁判決への対応について」を公表している。厚生労働省としては、これらの資料を業務遂行上の参考としているところである。

ねくとともに学術・研究の豊かな発展を阻害し、社会的基盤を損なうものといわなければならぬ。基礎研究分野での将来のノーベル賞は「夢のまた夢」になりかねない。このような現状を改善するため長期的視野にたち基礎研究を重視するとともに人を育てる政策へと転換することが求められている。

そこで今回は研究者養成とりわけ大学院博士課程修了者の就職確保と研究条件改善について以下質問する。

一 今年「日本物理学会誌」(六月号)に「ある非常勤講師の場合」(勝木渥著)という一文が寄稿された。それは研究職につくことができず非常勤講師を続けながら無給で研究を継続している五〇歳の人がいるという痛ましい例が紹介されている。日本の研究者のおかれている現状を告発するものであり紹介したい。

一九八二年国立大学の信州大学で固体物理学を学び卒業したT氏は東北大修修士課程で低温物理の実験系の研究室に所属した。一九八八年三月から九二年三月までの四年間フィンランドのヘルシンキ工科大学低温研究室で研究員として超流動ヘリウム3の研究を行い工学博士の学位を取得、九二年三月から二年間イギリスのランカスター大学でポストドクターとして超流動ヘリウム3の研究を行い九四年三月に帰国した。帰国後研究職もなく一〇年余にわたり複数の大学の非常勤講師を勤め、それで生計をたててただ生きている」だけで、「三四歳の時点で研

究を続けるということはあまりにも過酷といわなくてはならない。このような例はけつして特異なものではない。

政府は能力のある研究者がこのような状態で研究を続けなくてはならない実態をどう認識しているか。

二 もう一つ例をあげたい。国立大学のK大学理学部生物学科を卒業したKさんは東京大学の理学部動物学専攻に入り博士課程を修了した。博士課程修了後に理化学研究所のライフサイエンスのポスドクを四年間つとめその後アメリカの大学に二年間留学した。帰国後大学の公募に願書を提出しても職はなく、現在常用型派遣会社の労働者として働き、東京のある大学で専門外の電池開発にたずさわっている。日々手取り二五万円で、多額の奨学生の返済もあり苦しい生活という。この方は「派遣会社の技術社員とし

東京大学物性研究所(柏市)で無給の外来研究員

として研究を続けている。

首都圏の四つの大学で一週間に一五コマの授業をこなしその合間にぬっての研究である。年間四五〇万円の収入しかなく、その上国民年金や健康保険料が全額自己負担である。しかもその授業コマ数が次年度確保される保障もなく引きわめて不安定な状況におかれている。一週間に一五コマを受け持つことは国立大学の専任教員ではありえないし、私立大学では六コマが標準的である。このように生活を維持するため非常勤講師の仕事におわれながら長期にわたって研究を続けるということはあまりにも過酷といわなくてはならない。このような例はけつして特異なものではない。

究者としては死にました「こんな働き方なら、博士号をとる必要はなかった」と述べている。

政府は、博士課程を修了してもその高度な知識と能力をいかす場がなく派遣会社の技術社員として生活しなければならないというのでは社会にとつての大きな損失と考えないか。

三 大学院の博士課程修了者（約一万六千人）のうち半数近くが就職できず、今社会問題化している。政府が一九九〇年以来「大学院の倍増」政策をすすめたものの、教員の増員など博士が活躍できる場を確保してこなかつた責任は大きい。

大學や行政法人まかせにする態度はゆるされない。政府として若手研究者に対する研究職確保の方策をどのように考へているのか。また、若手のみならず、若い頃適切な研究職につけなかつた研究者（おおむね五〇歳以上）に対する研究職確保の方策はどうに考へるか。

四 政府はポストドクター支援の拡大をはかつてきただと、文部科学省の調査でさえ平均給与は月額三〇万六千円にしかすぎず、一年から五年の契約期間をすぎれば引き続き就職が確保される保障もない不安定な状況におかれている。安定的な就職を確保する抜本的施策が求められるが政府として、具体的にどのようなことを考へているのか。

五 この間の国立大学法人の運営費交付金削減また五年間で5%の人件費削減の押しつけが退職教員の定員不補充など教育・研究職の確保・拡大を困難にしている元凶となっている。この五

年間での運営費交付金の削減額は六〇二億円である。この四年間の国立大学法人の入件費削減による教職員の削減数を年度毎に明らかにしても

一橋大学規模の大学が一〇校無くなつたに等しい。この四年間の国立大学法人の入件費削減による教職員の削減数を年度毎に明らかにしても

らいたい。

六 国立大学の運営費交付金の削減、入件費削減の押しつけをやめないかぎり教育・研究職の確保・拡大は困難である。政府として運営費交付金については増額する、入件費削減はやめると

言明すべきだがどうか。

七 若手研究者の就職難を解決するためには企業

による博士課程修了者の採用を増やす必要がある。平成二〇年六月四日の文部科学委員会で私は質問に対して森口政府参考人は「今後とも若手研究者の採用を一層すすめてもらうよう働きかけていきたい」と答弁していたが、いつどのように戦々かげ何人の就職確保拡大につながつたのかも具体的に明らかにされたい。企業による採用を増やすための来年度以降の取組について具体的に明らかにされたい。また、他の先進国に比べても少ない教師や公務員の増員をはかるとともに博士の採用の道を拓げるようすべ

きだがどうか。

八 また同日の質問に対し、森口参考人はテニュアトラック制（ポスドク後に研究職が保障される制度）導入に向けた支援、科学技術関係人材のキャリアパス（職歴の経路）多様化促進事業などを進めていると答弁していたが、どの大学で何人テニュアトラック制が実施されているのか

具体的に明らかにされたい。今後テニュアトラック制による雇用創出をどれだけ生み出していくのか具体的に明らかにされたい。

九 キャリアパス多様化促進事業がどのように取り組まれどのような成果をあげているか具体的に明らかにされたい。博士の就職難は科学技術分野だけではない。この事業の対象を人文・社会科学系にも拡げるようにすべきだと思うがどうか。また採択機関を抜本的に増やすこと、機関間の情報交換、連携・交流を強化すべきではないか。

十 先に大学非常勤講師の例をあげた。非常勤を一五コマ受け持つて四五〇万円の手取りではあまりにも安すぎるし専任教員との格差が激しい。一五コマ受け持たなくては生活が維持できないような状態を改善するため、時間単価を引き上げる必要がある。文部科学省として目安をしめすべきだがどうか。専任教員との「同一労働同一賃金」の原則を適用した場合、非常勤講師の一コマ給与をどれだけ確保すべきだと考えるか。

十一 また大学の教育の相当な部分を非常勤講師に依存していることも問題である。先に例としてあげたT氏が授業を受け持つてはいる国立大学では非常勤講師数が専任教員数より上回り、教員数は非常勤講師四に対し専任教員三という割合だった。

政府として、大学教育において非常勤講師が占める割合についてどのような認識をもつていいのか。これまで調査を行つたことがあるのか。さらに今後調査を行う意思があるのか。

十二 非常勤講師は調整弁としてつかわれており、人権上の問題もある。このよう安上がりの教育ではなく、非常勤講師が研究者として活動でき、生活が保障されるよう専任教員として採用し身分の安定をはかるべきだがどうか。

十三 大学院博士課程入学者数は、志願者の意思や受け入れ側の条件などから、分野や年度にによって変動するのが自然であり、画一的に定員充足率で評価することは大学院教育にとって適切ではない。大学院の定員制度の柔軟化をはるべきだと考えるがどうか。

十四 高等教育費に対する公的財政支出が、OECD諸国の平均はGDP比で1.1%であるのに対し、我が国のそれは0.5%にしか過ぎない。このことが日本の高等教育の教育と研究にさまざまなゆがみをもたらしている。高等教育費に対する公的財政支出を諸外国並に引き上げ、抜本改善をはかるべきだがどうか。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一五一号

平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員石井郁子君提出大学院博士課程修了者の就職確保と研究条件改善に関する質問に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員石井郁子君提出大学院博士課程修了者の就職確保と研究条件改善に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省としては、お尋ねについて、博士課程修了後の研究者の進路が明確にされていないとの指摘があることは認識している。

二について

文部科学省としては、博士課程を修了し、高度な知識及び能力を身に付けた者が、それを生かし、十分活躍できる社会が形成されることは重要であると考えている。

三及び四について

文部科学省としては、研究者の多様な職業選択を支援する取組を実施するとともに、研究者が任期付きの雇用形態で自立した研究者としての経験を積み、厳格な審査を経て准教授等のより安定的な職を得る仕組みを導入する大学等を支援しているところである。平成十八年度及び平成十九年度には、北海道大

学、東北大学、筑波大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京農工大学、東京工業大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、横浜国大、長岡技術科学大学、金沢大学、信州大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学、長崎大学、熊本大学、北陸先端科学技術大学院大学及び早稲田大学の二十一大学、約二百五十名の研究者が、その支援対象となっている。また、平成二十年度においても、新たに九大学を支援

(平成十八年法律第四十七号)第五十三条第一項の規定に基づいた対応が必要であると考えている。

政府としては、これまでにも、機会をとらえ、社団法人日本経済団体連合会に対し、各企業における博士課程修了者の採用の促進を要請するとともに、人材育成に関して大学と産業界が意見交換する場においても同様に要請してきたところであるが、これらの要請による直接的な成果を具体的な人数で示すことは困難である。

今後とも、このような施策を推進してまいりたいと考えている。

五について

文部科学省が実施した学校基本調査では、国立大学(短期大学を含む。)の教員及び職員のうち本務を持つものは、平成十六年五月一日

現在で十一万六千八百二十八人、平成十七年五

月一日現在で十一万七千七百九十一人、平成十八年五月一日現在で十二万八千二百五十三人、

平成十九年五月一日現在で十二万五千百九十六人

となっている。

六について

文部科学省としては、国立大学法人への運営費交付金の交付に関しては、業務効率化への取組を求めつつ、各国立大学法人における業務の

実施に必要な経費について適切に対応してまいりたいと考えている。また、国立大学法人の人件費の削減については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

八について

文部科学省では、三及び四について述べたとおり、研究者が任期付きの雇用形態で自立した研究者としての経験を積み、厳格な審査を経て准教授等のより安定的な職を得る仕組みを導入する大学等と共に展開されることを期待している。また、文部科学省としては、当該事業による支援を受けている大学等が、その取組に係る情報を他の大学等と共に共有する場を提供してきたところであり、当該事業による支援を受けていない大学等においても、研究者による多様な職業選択を支援するための取組が展開されることを期待している。

九について

大学の非常勤講師の給与については、各大学の設置者が、労働関係法令に基づき、当該非常勤講師の業務内容等に応じて決定すべきものであり、文部科学省が非常勤講師の給与の目安を示すべきものではないと考えている。

十について

大学の教員総数に占める本務を持たない非常勤講師の割合については、文部科学省において集計を行っており、平成十六年度における当該割合は十九・六パーセントである。

十一について

文部科学省としては、専任教員としての採用

について

文部科学省としては、博士課程修了者が、教員や公務員も含め社会の多様な場で活躍することは重要なことと考えており、今後とも、三及び四について述べた施策を引き続き推進して

まいりたいと考えている。

は大学等において御指摘の事業で得られた知見を生かして、人文・社会科学の研究者による多様な職業選択を支援するための取組を含めた多様な取組が展開されることを期待している。また、文部科学省としては、当該事業による支援を受けている大学等が、その取組に係る情報を他の大学等と共に共有する場を提供してきたところであり、当該事業による支援を受けていない大学等においても、研究者による多様な職業選択を支援するための取組が展開されることを期待している。

官 報 (号 外)

が必ずしも明らかではないが、国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二号）第九条第一項に規定する国立大学法人評価委員会が平成十六年十一月に定めた「国立大学法人及び大学共同利用機関法人的各年度終了時の評価に係る実施要領」においては、各国立大学法人が行うべき業務を十分に行つたかどうかを測る基本的な指標の一つとして収容定員の充足状況を挙げているところであり、文部科学省としては、今後とも当該実施要領に基づき、国立大学法人の評価を適切に行つてまいりたいと考えている。

て、舛添大臣は「四月からの政府の医療費助成によつて、経済的理由でインターfエロン治療を受けられない人は無くなる」と発言したが、今年四月から六月までのインターfエロン治療への医療費助成の実績を見て、経済的理由でインターfエロン治療を受けられない人は無くなつたと言えるのか。それとも、経済的理由でインターfエロン治療を受けられていない患者はまだいると考えているのか。

右質問する。

政府としては、平成二十年七月に閣議決定した「教育振興基本計画」において、経済協力開発機構の加盟国における公財政支出の状況等を参考の一つとして、必要な教育予算について財源を措置し、特に高等教育については、世界最高水準の教育研究環境の実現を念頭に置きつつ、教育投資を確保することとしているところである。

平成二十年十月三十一日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員山井和則君提出インターフェロン治療への医療費助成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出インターフェロ

平成二十一年十月二十三日提出
質問第一五二号
インターフェロン治療への医療費助成に関する質問主意書
提出者 山井 和則

ン治療への医療費助成に関する質問に対する
答弁書

厚生労働省としては、インターフェロン治療に
対する医療費助成については、今後七年間で当該
治療を必要とするすべての患者が治療を受けるこ
とを目標として行っているところであり、当該治
療を受けたいと考えている患者全員が、その経済
的事情のいかんにかかわらず、治療を受けられる
よう努めてまいりたい。

平成二十年十月二十三日提出
質問第一五三号
国民健康保険の子どもの無保険問題に関する
質問主意書

提出者 山井 和則
国民健康保険の子どもの無保険問題に関する質問主意書

能なのか。
右質問する。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一五三号
平成二十年十月三十一日

衆議院議長 河野洋平殿 内閣總理大臣 麻生太郎

衆議院議員山井和則君提出国民健康保険の子孫
もの無保険問題に関する質問に対し、別紙答弁

書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出国民健康保険の

子どもの無保険問題に関する質問に対する 答弁書

お尋ねについては、国民健康保険法（昭和三十

平成二十年十一月六日 衆議院会議録第九号

議長の報告

引き下げられている等の三条件すべてではなく、二条件の重なる件数を把握するためには新たな作業が必要なのか。必要であるならば、どのような作業が必要なのか。作業には何日かかるのか。把握していないのは手間がかかるから把握していないのか、把握する必要がないと考えるからなのか。もし把握する必要がないと考えるならば、なぜ把握する必要がないと考えるのか。

ほつて訂正する処理が事実に反して行われた事案の可能性がある約六万九千件のうち、厚生年金受給者に係るものであるおよそ二万件（以下「訪問調査対象記録」という。）について、受給者本人に記録を確認していただきため、本年十六日から、社会保険事務所の職員が訪問調査を開始したところである。

平成二十年十月二十三日提出
質問第一五五号

と東京都において、その原因も含め、調査を行つてゐるところである。

二及び三について

御指摘の事案のようなことが再び起らぬよう、産科医療体制の確保、救急医療と産科医療の連携の確保等に引き続き取り組むとともに、一についてでお答えした調査の結果等も踏まえ、必要な方策を講じてまいりたい。

考
え
る
の
か。
右質問する。

平成二十一年十月三十一日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員山井和則君提出「消された年金」の疑
いのある一四四万件に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出「消された年金」の疑いのある一四四万件に関する質問に対

一 及び二について する答弁書

お尋ねの件数については、いずれも確認していない。

握する必要はないものと考へていい。
仮に現段階でこれらの件数を確認する場合には、社会保険オンラインシステム上のすべての記録について再集計する必要があるが、そのためには、相当の日数を要するものと考えていい。

しており、「延べ一四四万件」(訪問調査対象記録を除く。)に該当する方については、送付の際に、注意を必要とする記録訂正が行われている旨を注意喚起する書類を同封し、その確認を願いする予定である。これにより、御本人による記録の確認と必要に応じた記録訂正の申出等が行われ、それに基づいた訂正等を行うことになるものと考えている。

三 全国でも同様の事件が起こりうると考えていいのか、起こりえないと考へていいのか。右質問する。

三 全国でも同様の事件が起こりうると考えているのか、起こりえないと考えているのか。
右質問する。

内閣衆質一七〇第一五五号

平成二十年十月三十一日

内閣總理大臣 麻生 太郎

衆議院議員 山井和則 君 提出 東京都での妊婦受け入れ拒否による死亡事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

三 全国でも同様の事件が起りうると考えているのか。右質問する。

内閣衆質一七〇第一五五号
平成二十年十月三十一日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員山井和則君提出東京都での妊娠受け入れ拒否による死亡事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出東京都での妊娠受け入れ拒否による死亡事件に関する質問に対する答弁書

について

御指摘の事案については、現在、厚生労働省

郵政三事業民営化後の利用者サービスの水準等に関する再質問主意書
「前回答弁書」(内閣衆質一七〇第一七号)を踏まえ、再質問する。

昨年十月一日に実現した郵政三事業の民営化(以下、「郵政民営化」という。)につき、前回質問主意書で、郵便局の無集配化により、時間外窓口の廃止や遅配が相次ぎ、地域住民の利便性が著しく低下したという現状について、政府は把握しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「集配事務の廃止に当たっては、郵便局 자체は引き続き存続させるとともに、地域住民への十分な説明を行い、きめ細かい代替施策を行ふ等、サービス水準の維持を図るべく努めてき

る。同じく「前回答弁書」によると、既に「郵政民営化」が決定していた平成十八年九月から十九年七月までに、千四十八局の郵便局において集配事務が廃止されていることが明らかにされているが、では無集配化された郵便局の地域住民が、無集配化並びに「郵政民営化」によりサービス水準がどの様に変化したと感じているか等を把握すべく、アンケート等の方法により具体的な調査を政府として行つたことはあるか。

二 旧日本郵政公社や日本郵政株式会社が、一の様な調査を行つたことがあるかどうか、政府は把握しているか。

三 「前回答弁書」では「郵政民営化」の意義について、「郵政民営化は、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上等を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する」との答弁がなされているが、右は「郵政民営化」により国民の利便性が実際にどうなっているか、その実情を踏まえた上での答弁か。全国特定郵便局长会が本年二月から三月にかけて、各郵便局に対して行つたアンケート調査によると、「郵政民営化」後、待ち時間が長くなつた、求められる書類等が複雑になつた等の苦情が寄せられ、「郵政民営化」後、郵便局のサービスが悪くなつたとする回答が過半数にのぼるとの結果が出ていると承知するが、政府の右答弁は、「郵政民営化」の実情を把握せずになされた答弁ではないのか。

五 かつて郵便、簡易保険、郵便貯金の三事業が一体であつた郵便局では、簡易保険、郵便貯金による利益が全体の八割ほどを占めていたと承知する。その三事業をばらばらに分離してしまう等、「郵政民営化」の設計そのものに、そもそも問題があると考える。郵政三事業があくまで一体として運営されることが国民の利便性に資するのであり、「郵政民営化」の見直しを行うことが今求められていると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆賀一七〇第一五六号
平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出郵政三事業民営化の利用者サービスの水準等に関する再質問に対する答弁書を送付する。

四

「郵政民営化」により、山村や離島等の過疎地における郵便局はなくなり、いわゆる郵政のユニークサービスが維持できなくなるのではないか。政府は「郵政民営化」実現後もユニバーサルサービスは維持できるとの考えでいると承認する。郵便局が民間企業である以上、採算に合わない事業は斬り捨てるを得ず、利用者の少ない地域の郵便局は、政府がいくら維持を叫ぼうと、経営者の判断によつては閉鎖される可能性も排除できないと考えるが、右に対する政府の見解如何。

平成十八年六月二十八日付けで日本郵政公社が公表した「集配拠点・郵便貯金・簡易生命保険の外務営業拠点の再編について」に基づく集配再編において、総務省は、郵便サービスに関し、郵便の送達速度や配達状況を把握するため、モニターによる送達調査とアンケートを実施している。

なお、現在、郵政民営化委員会においても、三年ごとの郵政民営化の進捗状況に関する総合的な見直しについての調査審議の一環として、サービスの提供状況等の実情把握に努めているところである。

二について

日本郵政公社においては、顧客満足度等に関する調査を実施しており、日本郵政株式会社においては、平成二十年八月に「郵便局等の顧客満足度調査」を公表しているものと承知している。

三について

郵政民営化は、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上等を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本原理としており、現在、日本郵政グループにおいて、当該理念に沿つて、新たなサービスの提供等を通じ、国民のためになる民営化の実現に努める一方、地域住民から利便性に關し指摘を受けている事項について対応を始めていることも踏まえつつ、回答したものである。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出郵政三事業民営化後の利用者サービスの水準等に関する再質問に対する答弁書

一について

平成十八年六月二十八日付けで日本郵政公社

が公表した「集配拠点・郵便貯金・簡易生命保険の外務営業拠点の再編について」に基づく集配再編において、総務省は、郵便サービスに関し、郵便の送達速度や配達状況を把握するため、モニターによる送達調査とアンケートを実施している。

郵便局株式会社は、郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)第五条等に基づき、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置することを義務付けられており、すべての市町村に一以上の郵便局を設置することとされているほか、山村や離島等の過疎地については、郵便局株式会社法の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨として設置することとされている。

なお、日本郵政株式会社の西川善文取締役兼代表執行役社長は、平成十九年十二月六日参議院総務委員会等において、郵便局ネットワークは民営化時の水準を維持する旨答弁している。

なお、日本郵政株式会社の西川善文取締役兼

代表執行役社長は、平成十九年十二月六日参議院総務委員会等において、郵便局ネットワーク

は民営化時の水準を維持する旨答弁している。

なお、日本郵政株式会社の西川善文取締役兼

代表

なお、政府としては、郵政民営化後の状況を検証し、改善すべき点については、必要な改善を行うこととしている。

平成二十年十月二十三日提出
質問 第一五七号

事故米不正転売問題に係る農林水産省の責任等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

事故米不正転売問題に係る農林水産省の責任等に関する第三回質問主意書
「前回答弁書」(内閣衆質一七〇第八五号)を踏まえ、再度質問する。
一 一九九三年のウルグアイ・ラウンド合意により、我が国が九五年度より一定量輸入することを義務付けられている外国産米のうち、農薬等により汚染され、食用ではなく工業用に限定して使用されるはずだった米(以下、「事故米」という。)が、大阪市の米加工販売会社三笠フーズにより不正に食用に転売され、大きな社会問題(以下、「事故米転売問題」という。)となつたことに関連し、本年九月十六日、農林水産省は記者会見を開き、三笠フーズによる「事故米」の流通先のリスト(以下、「リスト」という。)を個別具体的な企業名を明らかにした上で公表している。「リスト」公表にあたり、「リスト」に名称が書かれている各企業に、それぞれの企業名を公表することについて事前に連絡、相談をする、または同意を得ることはしたかと前回質問主意書

で問うたところ、「前回答弁書」では「問題となつた事故米穀の流通にかかわることとなつた

業者の名称の公表に当たつては、その旨を当該業者に対し、できる限りその公表の前に連絡したところである。」との答弁がなされているが、

「できる限りその公表の前に連絡した」とはどの様な意味か。右答弁は「リスト」にある企業全てに対しても連絡、相談することができなかつたということか。

二 一で、「リスト」にある企業全てに対して事前に連絡、相談することができなかつたのならば、「リスト」には何社の企業名が書かれてあり、そのうち何社には事前に連絡、相談することができたのか明らかにされたい。

三 農水省が「リスト」にある企業全てに対して、「リスト」を公表することを事前に連絡、相談できなかつた理由を明らかにされたい。「前回答弁書」で農水省は「当該事故米穀が広く流通していることが明らかとなる中で、消費者の不安の解消と信頼の回復を図ることを最優先とする観点から、当該業者の名称を公表したところである。」と答弁しているが、「リスト」にある企業が「リスト」公表により経営に大きな打撃をうけることは当然考えられることであり、ある企業に対する対応は事前に連絡、相談し、ある企業に対しても何の連絡、相談もなく抜き打ちの様な形で

农作物の流通にかかわることとなつた業者の名称の公表に当たつては、その旨を当該業者に対し、できる限りその公表の前に連絡し、相談することができたことか。

四 農水省が「リスト」にある企業全てに対して事前に連絡、相談することもせず、性急に「リスト」公表に踏み切ったのには、その背景に「事故米転売問題」に対する国民の非難の目を自分達からそらしたいという、農水省の意図があつたと取られても仕方ないのではないか。農水省の見解如何。

五 前回質問主意書で、「リスト」公表を決めた農水省の担当責任者の官職名を問うたところ、

「前回答弁書」では「農林水産省としてその公表を行うことを決めたものである。」との答弁がなされているが、農水省が「リスト」公表を決めたことは百も承知で、農水省の中の担当責任者は誰かを問うているのである。右答弁は、農水省の統括責任者である当時の太田誠一大臣が「リスト」公表を決定したと受け止めて良いか。

六 前回質問主意書で、「リスト」に名称があり、公表された日の夜に自殺した奈良県の米穀販売会社の社長の遺族に対しても、農水省から誰か弔問に行く等、何らかの対応をとつたかと問うたところ、「前回答弁書」では平成二十年九月十八日に開催された衆議院農林水産委員会において、太田誠一大臣(当時)から「心から御冥福をお祈り申し上げます」と述べたところである。」との答弁がなされているが、自殺された会社社長の遺族に対する農水省の対応は、右の太田大臣の一言だけか。農水省職員が弔問に行く、葬儀に際して弔電を送る等の他の対応は一切どつていないのである。

七 六の社長が自殺された米穀販売会社に対し

て、農水省より「リスト」の公表について事前に連絡、相談はなされたいたか。

八 六で、太田大臣の一言だけで他の対応は一切とられていないのなら、それはあまりに心ない対応ではないのか。せめて農水省職員が弔問に行く、葬儀に際して弔電を送る等の対応をとるべきではなかつたのか。

九 「事故米転売問題」に関連し、昨年一月と二月に三笠フーズが通常の米の売買には不要な残留農薬の検査を受けていたことを示す匿名の文書が農水省に届けられていたのに、三笠フーズによる不正転売を見抜けなかつたこと、更には本年八月九日に大阪農政事務所の元課長が三笠フーズから接待を受けていたことが明らかになりました。同問題に対する農水省の対応の杜撰さが厳しく指摘されているが、十月二十三日現在、誰がどの様な処分を受ける等、農水省においてどのような様な形で責任がとられているのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一五七号
平成二十年十月三十一日

内閣總理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出事故米不正転売問題に係る農林水産省の責任等に関する第三回質問に対する回答は、別紙答弁書を送付する。

官報(号外)

衆議院議員鈴木宗男君提出独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構理事長による公費での世界周遊の是非に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出裁判員制度の問題点に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識、国民に対する説明責任等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則君提出社会保障国民会議における将来医療費推計の前提に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則君提出年金記録確認第三者委員会等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題についての政府広報冊子に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における取調可視化への検討等に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄返還に係る日米密約についての資料への情報開示請求に対する政府の対応等に関する質問に対する答弁書

赤字国債発行に関する第三回質問に対する提出者 滝 実
平成二十年十月二十四日提出 質問 第一五九号

州は総額二二兆円だと言われている。一方、わが国では、一・八兆円の総合経済対策を盛り込んだ補正予算が十月十六日に成立した。この対策をつづった八月末と、それ以降の状況は大きく変わっているとして、政府は追加的な経済対策を検討していると報道されている。しかしながら、財源が明確でない。景気後退で今年度は予算に対して数兆円の税収減が見通されるのであるから、追加的経済対策には赤字国債の増発が不可避であるのは明らかである。追加的な経済対策において、赤字国債の発行を躊躇しているのは、それが将来世代へのツケになるのではないかという配慮からだと認識している。しかし計量経済モデルによる試算結果を見れば、実は赤字国債を発行して経済対策を行えば、逆に将来世代へのツケを減らすことができるのだと前回と前々回の質問主意書で指摘した。それに対し、平成二十年十月三日と十七日の答弁書(内閣衆質一七〇第一二号と八七号)においてコメントをいただいた。これらの答弁書に關し確認したいがあるので、質問する。

一 内閣府の試算(平成二十年一月十七日発表)によれば、赤字国債を発行して経済対策を行った場合、当初の三年間は、債務のGDP比は減るという意味で将来世代へのツケは減ると結論してよいか。

二 四年目以降は、債務のGDP比は増える可能性があるが、しかし、この原因が内閣府のモデルによれば景気対策によるGDPの押し上げ効果が、他のシンクタンクのモデルよりもはるかに大きい。

州は、『グローバル経済を動かす愚かな人々』の中で日本経済に関して「まずは需要を増やすことである。そのためには信用拡大のための通貨供給の大幅増大だけでなく、公共事業の拡大、減税の実施などが肝要である。」と述べている。これについてどのように考えるか。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一五九号
平成二十年十一月四日
内閣總理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
〔別紙〕
衆議院議員滝実君提出赤字国債発行に関する第三回質問に対する答弁書

一から五までについて

財政の持続可能性等を評価する観点からは、公債等残高の対国内総生産比率(以下「比率」という。)については、中長期的な動向を見る必要があると考えられる。

御指摘の「日本経済の進路と戦略——開かれた国、全員参加の成長、環境との共生」(平成二十年一月十八日閣議決定)の参考試算の作成に当たつて用いた「経済財政モデル(第二次再改定版)」(平成二十年三月内閣府公表)における乗数表を用いて、一定の仮定の下で計算すると、公共投資につき国内総生産の一パーセント相当を

赤字国債発行に関する第三回質問主意書
アメリカの経済危機対策は最大二六兆円、欧

継続的に増額するような政策について、比率は、当該政策を行わなかった場合に比べて、当初の一年目及び二年目は低下するが、三年目以上昇するのは、公共投資の継続的な増額により、比率の分子である公債等残高は拡大し続ける一方、分母である国内総生産の拡大は一定程度に抑えられるためであると考えられる。

現実の経済政策を行うに当たっては、計量経済モデルによる計算結果を参考としつつも、その時々の経済状況等を十分に踏まえて総合的に判断することが必要である。

なお、内閣府の計量経済モデルについては、それぞれの時点で入手可能な情報等を基に、隨時必要な改定を行っているところである。

政府としては、「安心実現のための緊急総合対策」(平成二十一年八月二十九日「安心実現のための緊急総合対策」)に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定後の内外の金融・経済情勢の変化に対応するため、先般、政府・与党会議において「生活対策」(平成二十一年十月三十日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)を決定したところであり、「生活者の暮らしの安心」、「金融・経済の安定強化」、「地方の底力の発揮」を重点分野とし、我が国経済の立て直しに取り組んでまいりたい。

御指摘の見解は、我が国経済が、バブル経済の崩壊により、極めて厳しい不況を経験し、あ

る時期には危機的な様相さえ呈していた平成十一年当時において、極度の消費や投資の手控えから需要不足に陥っているという認識の下、通貨の供給量の増加等の対応策について述べられたものと認識している。

平成二十一年十月二十四日提出
質問 第一六〇号

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

理事長による公費での世界周遊の是非に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構理事長による公費での世界周遊の是非に関する再質問主意書

理事長による公費での世界周遊の是非については、計量経済モデルによる計算結果を参考としつつも、その時々の経済状況等を十分に踏まえて総合的に判断することが必要である。

なお、内閣府の計量経済モデルについては、それぞれの時点で入手可能な情報等を基に、隨時必要な改定を行っているところである。

政府としては、「安心実現のための緊急総合対策」(平成二十一年八月二十九日「安心実現のための緊急総合対策」)に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定後の内外の金融・経済情勢の変化に対応するため、先般、政府・与党会議において「生活対策」(平成二十一年十月三十日新たな経済対策に関する政

治・政府・与党会議)を踏まえ、再質問する。
「前回答弁書」(内閣衆質一七〇第八二号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」で明らかにされている様に、沖縄県恩納村の世界最高水準の自然科学系大学院大学の開設を目指す独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(以下、「機構」という。)の年

度ごとの収入総額に占める内閣府の交付金の割合は平成十七年度から十九年度を見ても七、八

合は平成十八年度、十九年度におけるブレ

ナード事務の日本での滞在日数を、内閣府は把握しているか。「朝日記事」では、ブレナー理事長は平成十八年度は五十六日、十九年度は四十

四日しか日本に滞在していないことである

が、右は事実か。

二 本年十月四日付の朝日新聞が、「機構」のシドニー・ブレナー理事長が、業務で使用した裏付けがない航空チケットの費用を「機構」側に負担させていたと報じる記事(以下、「朝日記事」という。)を掲載したことにつき、「前回答弁書」では「機構によると、平成十八年度及び平成十九年度に機構が支出したブレナー理事長の旅費について、機構の業務に必要ではないと認められたものはないとのことである。」との答弁がなされているが、では、平成十八年度、十九年度のブレナー理事長の旅費の詳細な内訳を政府は把握しているか。

三 「朝日記事」によると、ブレナー理事長は平成十九年七月、米国のサンディエゴからサンフランシスコを経由して関西空港へ飛ぶ経路では理事長としての業務であることが確認されたものの、その後の関西空港からシンガポール、ondon、サンディエゴへの経路の出張旅費については、精算請求書等、業務との関係を確認できるものではなく、この様な航空券は他に六枚あるとのことである。政府の二の答弁からは、右の様に報じた「朝日記事」の内容は事実を反映したものではないということになるが、この点についているか。

四 「朝日記事」では、常勤扱いであるブレナー理

事長の日本での滞在日数の少なさが指摘されて

いるが、平成十八年度、十九年度におけるブレ

ナード事務の日本での滞在日数を、内閣府は把握しているか。「朝日記事」では、ブレナー理事長は平成十八年度は五十六日、十九年度は四十

四日しか日本に滞在していないことである

が、右は事実か。

五 「前回答弁書」では「ブレナー理事長は、滞在地のいかんにかかわらず、理事長として機構の業務を総理しているものと承知している。」との答弁がなされているが、四が事実ならば、一年のうちの滞在日数がわずか二ヶ月にも満たない中で、どの様に「機構」の業務を総理し、「機構」職員と十分な意思疎通を図れているというのか。内閣府の見解如何。

六 「前回答弁書」では「内閣府としては、ブレ

ナー理事長は、海外滞在中においても、海外の研究機関等に勤務する研究者の招へいや、沖縄

科学技術大学院大学(仮称)に関する構想の周知による機構の国際的な知名度の向上等の業務に当たつていると承知しており、機構の理事長がこれららの国際的な活動を行うことは重要であると考えている。」との答弁がなされているが、ブレナー理事長の日本での滞在日数が少なく、一年のうちほとんどを海外で過ごしている中、ど

の様にしてブレナー理事長が右答弁にある様な働きをしていると考えているのか。滞在地、面会した人物、出席した会合等、ブレナー理事長の日々の業務遂行について、内閣府は詳細な説明を受けているのか。

七 六で、内閣府が詳細な説明を受けているな

ら、ブレナー理事長がいつどこで誰に会い、どのような会合に出席しているのか等、時系列で詳細に明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一六〇号

平成二十年十一月四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構理事長による公費での世界周遊の是非に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構理事長による公費での世界周遊の是非に関する再質問に対する答弁書

について

独立行政法人については、独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第三条第二項において、その運営の状況等を国民に明らかにするよう努めなければならないこととされており、また、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第二百四十号)において、その業務及び財務等に関する情報の提供等について定められていることから、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(以下「機構」という。)においても、これらの規定等に基づ

き、適切に対応すべきものである。

また、内閣府は、機構の組織及び運営一般に関する事務を所掌しており、内閣総理大臣は、機構に対し、独立行政法人通則法に基づく主務大臣としての監督権限を有している。

二及び三について

内閣府においては、機構より、平成十八年度及び平成十九年度に機構が支出したシドニー・衆議院議員鈴木宗男君提出独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構理事長による公費での世界周遊の是非に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

四について

機構によると、ブレナー理事長が日本に滞在した日数は、平成十八年度は五十六日、平成十九年度は四十四日であったとのことである。

五から七までについて

機構によると、ブレナー理事長は、海外滞在中においても、機構の役員及び職員と連絡を取り合い、機構の業務について報告を受け、必要な指示を与えるとともに、海外の研究機関等に勤務する研究者との面会等を行っており、先の答弁書(平成二十年十月十七日内閣衆質一七〇第八二号)八及び九について述べたとおりの業務に当たっているとのことである。

なお、内閣府は、機構に対し、機構の理事長の日々の業務内容について、個別具体的な報告は求めていない。

平成二十年十月二十四日提出
質問 第一六一 号

裁判員制度の問題点に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男

裁判員制度の問題点に関する再質問主意書

前回答弁書(内閣衆質一七〇第五九号)を踏まえ、再質問する。

一 日本国憲法において勤労、納税、教育の三つが国民の義務である旨、規定されていると承知するが、確認を求める。

二 二〇〇九年五月二十一日より、重大な刑事事件の裁判に一般国民が参加するいわゆる裁判員制度が始まるとなつており、それについて定めた裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(以下、「法律」という。)では、裁判員に選定された者には出廷義務が課され、正当な理由なく出廷しない場合、十万円以下の過料が科されると規定されていることにつき、右は、裁判員制度における出廷が国民の義務の一つであるといふ趣旨を意味するものかと問うたところ、「前回答弁書」では「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号。以下「裁判員法」という。)第五十二条において、裁判員は、裁判員の関与する判断をするための審理をすべき公判期日等に出頭しなければならない旨が規定されている。」との答弁がなされている。

右答弁は、要するに、裁判員制度における出廷は、裁判員として任意の選出を受けた我が国民にとって、果たさなくてはならない義務であることを指していると理解して良いか。確認を求める。

三 裁判員制度における出廷は、一の日本国憲法に規定されている三つの国民の義務に続く新たな国民の義務の一つであると理解して良いか。

四 三で、裁判員制度における出廷が、日本国憲法における三つの国民の義務に統く新たなる義務となるのなら、その旨日本国憲法に明記されなくてはならず、それがなされないまま裁判員制度を開始するのは、憲法に違反することにはならないか。政府の見解を再度問う。

五 「法律」の第七十九条で、裁判員には守秘義務が課され、裁判員が評議の秘密や職務上知り得た秘密を漏らした時は六ヶ月以下の懲役または五十万円以下の罰金に処されると規定されていることにつき、国民が最初から信頼されていることを示すものではないかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の罰則は、関係者のプライバシーを保護するとともに、裁判の公正さや裁判への信頼を確保し、評議における自由な意見表明を保障するなどのために必要なものであると考えている。」との答弁がなされ、当方の質問に真正面から答えた答弁とはなつていな。そもそも裁判員制度が創設された目的は、「法律」の第一条にある様に、「国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」ことであるのに、この様な罰則を設けるということは、それぞれ生業を持ち、多忙ながらも義務として裁判員と

して出廷せざるを得ない国民を、政府が信頼していないことを示すものであり、その様な環境の下で、裁判員制度が真に国民が司法を理解し、その信頼の向上に資するものとなり得るのか。政府が国民を信頼しない中で、どうして国民の司法に対する理解、信頼が深まるというのか。政府の説明を再度求める。

六 裁判員制度に対する国民の理解は、十分深まっていると政府は認識しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「最近の意識調査の結果によれば、九割以上の方が裁判員制度について知っている」と答え、六割以上の方が裁判員として裁判に参加するとの意向を示すに至つている。したがって、裁判員制度に対する国民の理解は、相当程度深まっているものと認識しており、現段階において、裁判員法を見直し、又はその施行を延期する必要があるとは考えていない」との答弁がなされている。しかし、国民の大多数が裁判員制度について知っているとしても、それが裁判員制度が実際にどの様な内容のものなのか、国民にどういったことを求める制度なのかを正しく理解していることを指すとは限らないと考える。また同時に、国民の過半数が裁判員として裁判に参加する意向を示していたとしても、それは「法律」において罰則が設けられ、国民の義務として規定されているからであり、自発的というより、むしろやむなく出廷せざるを得ないという、義務感からくる回答であると思料する。実際、本年四月に発表された

最高裁判所の調査結果では、裁判員制度に「参加したくない」「あまり参加したくない」との回答が八割を超えており、裁判員制度における出廷は、国民にとって大きな精神的負担になつていると承知する。この様な中で、政府が右答弁にある様に「裁判員制度に対する国民の理解は、相当程度深まっている」とするのは論理整合性がなく、現状を正しく理解していないものといわざるを得ないが、それでも政府が裁判員制度に対する国民の理解は十分に深まっていると認識しているのなら、その具体的な根拠を明らかにされたい。

七 裁判員制度が、国民を信頼しないという前提の下創られ、また国民の理解も十分深まつておらず、国民にとって大きな精神的負担となつておる現状を鑑みる時、制度そのものを改めて見直すか、いっそ廃止する、または、裁判員制度に対する国民の理解が真に十分に深まるまで開始を延期すべきであると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一六一號
平成二十年十一月四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員 鈴木宗男君提出裁判員制度の問題点に関する再質問に対する答弁書

あると思料する。実際、本年四月に発表された

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出裁判員制度の問題点に関する再質問に対する答弁書

一について

日本国憲法は、第二十六条第一項前段において「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。」と、第二十七条第一項において「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」と、第三十条において「国民は、法律の定めどころにより、納税の義務を負ふ。」と、それぞれ規定している。

二から四までについて

衆議院議員鈴木宗男君提出裁判員制度の問題点に関する質問に対する答弁書(平成二十年十一月十日内閣衆質一七〇第五九号。以下「先の答弁書」という。)二から四までについてでお答えしたとおり、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号。以下「裁判員法」という。)第五十二条の規定により、裁判員は、公判期日等に出頭しなければならないが、このような規定が憲法に違反するとの御指摘は当たらないものと考えている。

五について
お尋ねの政府が国民を信頼していないとの意味が必ずしも明らかではないが、裁判員制度は、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するものであると考えている。そして、先の答弁書五及び六についてでお答えしたとおり、御指摘の罰則は、関係者のプライバ

シーを保護するとともに、裁判の公正さや裁判への信頼を確保し、評議における自由な意見表明を保障するなどのために必要なものであると考えている。

六について

平成二十年一月から二月にかけて最高裁判所が実施した「裁判員制度に関する意識調査」の結果によれば、九十・一パーセントの方が「裁判員制度がもうすぐ始まる」ことを知っていると答えたほか、八十七・七パーセントの方が「裁判に参加し、裁判官と一緒になつて、有罪・無

罪の判断や刑の内容(重さ)を決める制度である」ことを知っていると答えた、八十二・〇パーセントの方が「選挙権のある人(有権者)であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある」とことを知っていると答えている。

また、同意識調査の結果によれば、裁判員として刑事裁判に「参加したい」「参加してもよい」、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」と答えた方の合計が六十・三パーセントに達しており、六割以上の方が裁判員として裁判に参加するとの意向を示すに至っている。

七について

先の答弁書七及び八についてでお答えしたところ、現段階において、裁判員法を見直し、又はその施行を延期する必要があるとは考えてい

平成二十年十月二十四日提出
質問 第一六二号

竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識、国民に対する説明責任等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識、国民に対する説明責任等に関する質問主意書
「政府答弁書一」(内閣衆質一七〇第一一五号)と「政府答弁書二」(内閣衆質一七〇第六九号)と「政府答弁書二」(内閣衆質一七〇第一一五号)を踏まえ、以下質問する。

一 我が国が抱える領土問題である北方領土と竹島に係る二つの問題に対する政府の取組につき、それぞれの領土問題を啓発する記念日や政府部内における担当部署、特命担当大臣の設置、相手国の管轄権に服した形での入域の自肅を国民に求める闇議了解の有無、そしてそれぞれの領土に接する地域の発展振興を進めるための特別措置について定めた法律や基本方針の有無について著しい違いがある理由につき、政府は「政府答弁書一」で「それぞれの領土問題をめぐる経緯及び状況等を踏まえ、必ずしも同様の対応とはなっていない」と答弁している。それについての「それぞれの領土問題をめぐる経緯及び状況等」との具体的な内容とは何かという質問に対しては、「政府答弁書二」では「政府として、北方領土問題及び竹島問題の経緯及び状況等について、お尋ねの場所に常駐している政府職員もおり、また、正確な調査を行うためには膨大な作業を要すること等から、お尋ねの『直近の事例十件』を特定する」とは困難である。

況等について両者を比較し、両者にどのように違うがあるかについての認識を明らかにすることは、それぞの問題の相手国との今後の外交上のやり取りに支障を来すおそれがあることから、差し控えたい」と、具体的な説明が一切なされていない。北方領土問題と竹島問題への政策の取組がこの様に異なり、更に政府の取組が異なる理由について政府が積極的な説明を行わないことで、ロシアや韓国に対しては外交交渉上つける隙を与える。我が国国民にとっては、北方領土問題と竹島問題への取組がなぜ異なるのかについて政府がきちんととした説明をしないことで、政府はきちんと交渉にあたっていないのではないかと政府に対する不信感を募らせることがある。かえって我が国の国益を損ねることになるのではないか。政府の見解如何。

二 政府として、一で挙げた各事項における北方領土問題と竹島問題への取組を同水準にするためには、いかにすればよいか。その理由をきちんと国民に説明すべきではないか。

三 政府職員、特に外務省職員、更にその中でもアジア大洋州局長、北東アジア課長及び北東アジア課の職員が、公務として島根県隠岐の島町に行つたことはこれまであるかとの問い合わせ

お尋ねの場所に常駐している政府職員もおり、また、正確な調査を行うためには膨大な作業を要すること等から、お尋ねの『直近の事例十件』を特定する」とは困難である。

名、訪問時期、公務内容等を明らかにした上で、詳細に説明されたい。

右質問する。

平成二十年十一月四日
内閣衆質一七〇第一六二号

内閣總理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識、国民に対する説明責任等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識、国民に対する説明責任等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識、国民に対する説明責任等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識、国民に対する説明責任等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識、国民に対する説明責任等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識、国民に対する説明責任等に関する質問に対する答弁書

平成二十年十月二十七日提出
質問 第一六三号

社会保障国民会議における将来医療費推計の前提に関する質問主意書

提出者 山井 和則

社会保障国民会議における将来医療費推計の前提に関する質問主意書

成長率と診療報酬改定(診療報酬改定のみ)の

五について

御指摘のような場合には、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十七条又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十九条の規定に基づいて、死亡した年金受給者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものが、未支給の年金を受給することとなるが、このようなことができる限り起らぬよう、迅速な裁定変更処理に努めてまいりたい。

六について

御指摘のような「仮払い方式制度」を導入した場合、年金の支払額が確定した段階で清算を行う必要があるが、清算の結果、支払済額の一部について返還を求めることとなる場合もある。そのような場合には、年金受給者に本来は不要な返還手続をお願いすることになり、また、そのための事務も膨大なものとなると考えられることから、このような制度の導入は適当でないと考えている。

七について

第三者委員会における事案処理については、本年一月二十四日に開催された年金記録問題に関する関係閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）において、「本年三月末までに申し立てられた事案については、概ね一年を目途に処理を終えることとされたところであり、現在、第三者委員会においては、平成十九年度に申し立てら

れた事案を優先して処理している。また、平成

十九年度の申立て事案は、約五万件であり、このうち、現在までに処理が終わっていない件数

は、約一万九千件である。第三者委員会では、現在、一週間に千件程度の処理を終えており、平均して、一日二百件程度、一ヶ月四千件程度

の処理を終えていることとなる。

また、社会保険庁においては、本年十月時点

で、二百三人の職員が裁定変更処理に従事して

いるところである。

八及び九について

第三者委員会においては、閣僚会議において、「本年三月末までに申し立てられた事案については、概ね一年を目途に処理を終える」とされており、これを踏まえ、平成十九年度に申し立てられた事案を優先して処理しているところであるが、既に、一部の年金記録確認地方第三

者委員会では、平成二十年度に申し立てられた

事案について調査審議を開始している。

お尋ねの調査審議の結果が出る時期について

は、事案の内容いかんによるものであることが

ら、一概にお答えすることは困難である。

また、現在、第三者委員会に申し立てを行つ方には、原則、受付順に処理を行うこととしており、現在、平成十九年度に申し立てられた事案の処理を優先的に行つていているため、しばらくお待ちいただくなる旨説明しているところである。

三 「内藤著書」は、六十四頁に「外務省の『竹島パンフレット』を読んでの率直な感想は、『これはひどい、ひどすぎる』の一言に尽きる。」と過

平成二十年十月二十七日提出
質問第一六五号

竹島問題についての政府広報冊子に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

竹島問題についての政府広報冊子に関する質問主意書

質問主意書

「政府答弁書」（内閣衆質一七〇第一一七号）を踏まえ、以下質問する。

一 竹島問題の政府広報冊子「竹島問題を理解するための十のポイント」の配付先について、我が国内外での内容に異議を唱える主張があり、書籍の発行、雑誌等への論文の掲載等の方法によりなされたことはあるかとの問に対し、政府答弁書では「外務省としては、御指摘の

ような主張がなされたことはあると承知してい

る」との答弁がなされているが、外務省としてそれらの主張に対し、どの様に反応しているか。それぞれに対して反論を行い、外務省の見解をきちんと説明しているか。

二 本年十月一日、新幹社より「竹島＝独島問題

入門 日本外務省「竹島批判」という内藤正中

島根大学名誉教授の著書（以下、「内藤著書」という。）が発行されているが、外務省は「内藤著書」の内容を承知しているか。

四 「内藤著書」の六十五頁に「第一は、幕府が松島（現竹島）の存在を知ったのは、一六九六年一月の鳥取藩とのやりとりの中である。そうである以上、それ以前の時期になる十七世紀半ばに現竹島の領有権を確立したなどといえるはずはない。

第二に、幕府は一六九五年十二月から一六九年一月にかけての鳥取藩とのやり取りのなかで、竹島（鬱陵島）と松島（現竹島）が、鳥取藩に属する島ではないことを確認した上で、幕府としても日本領ではないとする結論を出して、一六九六年一月に日本人の竹島渡航を禁止したのである。

去の歴史と真正面に向かい合おうとせず、歴史の一部を「都合主義でつまみ食いして、その一方で、自分の主張と相容れない事実は無視して顧みない」という内容である。それにもかかわらず、これが日本政府の基本的立場であるといつて主張されるのでは、日本国民を惑わすことにもなるのであるから、黙つて見過ごすわけにはゆかない。加えて韓国語版、英語版も同時に刊行され、全世界に発信されるということは、この問題に対する日本政府の不勉強ぶりを世界にさらけだすことになる。」との記述がなされていることからわかる様に、「竹島問題を理解するための十のポイント」を徹底的に批判し、竹島は我が国固有の領土ではないと主張するものであるが、「内藤著書」に対する外務省の見解如何。

第三に、一八七七年に明治政府の太政官は、島根県が竹島他一島(現竹島)の取り扱いについて質問を受け、政府としての調査を行つた上で「竹島外一島本邦無関係」と決定した。

第四に、一九〇五年の領土編入を領有権の再確認という主張は誤りである。幕府も明治政府も現竹島についての領有を主張したことはなく、逆に一六九六年と一八七七年の二度にわかつて日本領ではないことを明らかにした。領土編入の閣議決定にあるのは、無主地であることを確認して領土編入したことである。

無主地であるという以上、固有の領土とはいえない。問題は、その当時、現竹島は無主地であったかどうかである。」との記述がなされている。

右の「内藤著書」における四つの論点は、外務省、ひいては政府の竹島問題についての見解と真っ向から対立するものであると考えるが、右の四つの論点に対する外務省の見解をそれぞれ示されたい。

五 外務省として、これまで「内藤著書」に対して公式に何らかの反論を行い、外務省の見解をきちんと説明したことはあるか。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一六五号

平成二十年十一月四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

(号外)

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題についての政府広報冊子に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題についての政府広報冊子に関する質問に対する答弁書

弁書

について

御指摘のような主張については、先の答弁書

(平成二十年十月二十四日内閣衆質一七〇第一七号)六及び七についてでお答えしたとおり、外務省としては、竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図るとの観点から、注視してきているところである。

二から五までについて

御指摘の著書については承知しているが、当該著書に対する外務省の見解等についてお答えすることは、竹島の領有権に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で、今後事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があることから、差し控えたい。

平成二十年十月二十七日提出
質問 第一六六号
第三回質問主意書

検察庁における取調べ可視化への検討等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一一 「準備」が、「前回答弁書」にある様に「証人が

検察庁における取調べ可視化への検討等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七〇第一一二号)及び「前回答弁書」(内閣衆質一七〇第五六号)を踏まえ、再度質問する。

一 前回質問主意書で、一般に検察庁において、証人や参考人等、容疑者以外の人物に対して取調べを行う際、実際の裁判で行う証言内容について事前に打ち合わせをし、検察側よりある特定の内容の証言をするのを依頼することはあるのか、昨年十二月十九日付の東京新聞二十四面の記事にある様に、検察が取調べを受ける人間のために想定問答集の様なものを予め作成し、実際に何度もそのやり取りの練習をさせるという「証人テスト」と言われる行為が、検察庁において実際に行われているという事実はあるかと聞いて実際に行われているという事実はあるかと聞うたところ、「前回答弁書」では「検察当局においては、証人尋問を円滑に行つため、刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号)第一百九十五条の三の規定に基づいて、証人が体験した事実、記憶状況、表現能力等について十分確認するなどし、適切に証人尋問の準備を行つてある」との答弁がなされている。では、右答弁にある証人尋問の準備(以下、「準備」という。)を行ふにあたり、事前に検察側より実際の証人尋問におけるやり取りを想定した問答集の様なものを作成することはあるか。

二 「準備」が、「前回答弁書」にある様に「証人が

十分確認する」ためのものと言うよりは、実際は検察側が事前に用意した証人尋問のシナリオを、証人となる人物に刷り込み、覚えさせるためのものとなっているという事例はないか。

三 前回質問主意書で、二〇〇二年六月に逮捕された当方の関係者が、証人、参考人として検察庁に呼ばれ、証人尋問の数日前から連日東京地検で尋問のリハーサルを行わされ、その際に担当検事から、不正な行為の働きかけをお願いした旨の答えが予め書き込まれた尋問事項書を渡され、証人として出廷した際にはこう質問する

からこの様に答えよと、「証人テスト」の行為が行われたことについて、「前回答弁書」では「お尋ねについては、現在、公判係属中の事件にかかる事柄であり、答弁は差し控えたい。」との

答弁がなされているが、当方の公判は、後は最高裁判決を待つのみで、事実審理そのものは既に終えている。右の問い合わせに答えることで、公判審理に影響が及ぶことはないと考えるところ、

当方の関係者が「証人テスト」を受けていた事実がないかどうか、再度検察庁の見解を問う。

四 本年四月二十二日の衆議院決算行政監視委員会第四分科会における証人や参考人等、容疑者以外の人物に対して検察官が取調べを行ふ際の可視化措置についての当方の質問に対して、當時の鳩山邦夫法務大臣が「参考人とか将来証人になるような方なんでしょうか、そういう人たち

に対する可視化の話というのは、全部被疑者の

ことばかり、あるいは逮捕された人のことばかり考えておりましたので、新しい課題だなと思つて、これはまた考えてみます。」との旨の答弁をしている。また、十月八日の予算委員会で、森英介法務大臣は「法務省としては、被疑者以外の者の取り調べにおいて録音、録画を義務づけることについては、刑事手続全般における取り調べの機能を維持する上で、参考人の協力が得られなくなるなどの問題があつて、慎重な配慮が必要であると考えております。したがつて、さまざまな観点からの入念な検討をする問題であると考えます。さはさりながら、鳩山前々大臣の御発言もありますので、さまざま御意見に耳を傾けてまいりたいと存じます。」と述べている。「前々回答弁書」では「法務省としては、被疑者以外の者の取調べについて録音・録画を義務付けることについては、先の答弁書(平成二十年六月二十日内閣衆質一六九第五二三号)二及び三について述べたとおり、様々な観点からの慎重な検討をする問題であると考えるに至つたものである。

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における取調可視化への検討等に関する第三回質問に対する答弁書
一及び二について
お尋ねの「問答集の様なものを制作すること及び「検察側が事前に用意した証人尋問のシナリオを、証人となる人物に刷り込み、覚えさせるためのもの」の意味が必ずしも明らかではある」と述べていて、「この答弁がなされているが、当方が問うているのは、証人や参考人等、容疑者以外の人物に対する検察官の取調の可視化措置の是非について、右の鳩山、森両大臣の答弁にある様に、検察庁において実際に検討は行われているか否かという点であり、検察庁の見解を問うてしているのではないところ、証人や参考人等、容疑者以外の人物に対する検察官の取調の可視化措置につき、現時点で検察庁において

て検討は行われているか、行われているのなら、検察庁のどの部署でどの様な体制の下に行われているのか、詳細に説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一六六号
平成二十年十一月四日

内閣總理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における取調可視化への検討等に関する第三回質問に対する答弁書(平成二十年六月二十日内閣衆質一六九第五二三号)二及び三について述べたとおり、様々な観点からの慎重な検討をする問題であると考えるに至つたものである。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における取調可視化への検討等に関する第三回質問に対する答弁書

質一七〇第一一二号)四についてで述べたとおり、お尋ねについては、現在、公判係属中の事件にかかる事柄であり、答弁は差し控えたい。

四について

被疑者以外の者の取調べについて録音・録画を義務付けることについては、法務省刑事局において検討したところ、衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における取調の可視化への取組に関する質問に対する答弁書(平成二十年六月二十日内閣衆質一六九第五二三号)二及び三について述べたとおり、様々な観点からの慎重な検討をする問題であると考えるに至つたものである。

平成二十年十一月二十七日提出
質問 第一六七号

沖縄返還に係る日米密約についての資料への情報開示請求に対する政府の対応等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

右質問する。

内閣衆質一七〇第一六七号

平成二十年十一月四日

内閣總理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

沖縄返還に係る日米密約についての資料への情報開示請求に対する政府の対応等に関する質問主意書

質一七〇第一一二号)四についてで述べたとおり、お尋ねについては、現在、公判係属中の事件にかかる事柄であり、答弁は差し控えたい。

三 一九七二年の沖縄返還に向けた日米政府間交渉において、本来米国側が負担すべき基地の原状回復費四百万ドルとボイス オブ アメリカ(VOA放送)の施設移転費千六百万ドルを、沖縄返還の際に日本側が負担する三億二千万ドルの中に別名目で組み入れることを約束した密約(以下、「密約」という。)が交わされていたことを示す関連文書が、近年米国で相次いで公開されている。また、当時交渉にあつた吉野文六元外務省アメリカ局長も、「密約」の存在を自ら明らかにする証言をしている。「密約」の存在を示すとされる文書の開示請求を、これまで政府は受けたことはあるか。

四 三で、あるならば、政府としてどの様な対応をとつてきているのか説明されたい。

五 四の政府の対応に、実際には資料があるのにそれを存在しないとして開示請求を棄却する等の虚偽は、一切含まれていないと政府は断言できるか。

沖縄返還に係る日米密約についての資料への情報開示請求に対する政府の対応等に関する質問主意書

質一七〇第一一二号)四についてで述べたとおり、お尋ねについては、現在、公判係属中の事件にかかる事柄であり、答弁は差し控えたい。

二 政府において保管され、実際に存在している資料の開示請求を受けた時、政府としてその資料は存在しないと、虚偽の理由を述べて開示を拒むことは許されるか。

衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄返還に係る日米密約についての資料への情報開示請求に対する質問主意書

政府の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

先の答弁書(平成二十年十月二十四日内閣衆

			(号外)
四 水産業協同組合法第十二条第一項第三号 及び第四号の事業を行う漁業協同組合	で定めるもの	五 その他政令で定める事項	融機関等でないこと。
五 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合	2 内閣総理大臣は、前項の規定により協同組織金融機能強化方針並びに優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、金融機能強化審査会の意見を聞くものとする。	3 第二項第三号の「特別関係協同組織金融機関等」とは、協定銀行が次条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行つた協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資(同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した優先出資をいい、分割された優先出資を含む。以下この章において同じ。)又は取得貸付債権(同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいふ。以下この章において同じ。)の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けること。	四 第二項の二の申込みに係る優先出資の引受け等が協同組織金融機能強化方針の内容及び協同組織金融機関の自己資本の充実の状況に照らし適切な範囲であることを。
三 前二号に規定する方策を実施するために当該協同組織中央金融機関等が特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針	二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項として主務省令で定めるもの	一 収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項	五 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資(分割された優先出資を含む。又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと)。
四 前条の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項として主務省令	官	六 協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等により適切に資産の査定がされていること。	六 協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等は、他の法律の規定にかかわらず、協定銀行が当該協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、特別関係協同組織金融機関等(前条第三項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。以下この章において同じ。)に対して同条第一項第三号に規定する経営指導を行うことができる。

決定に従い協同組織中央金融機関等が発行する優先出資の引受けを行うこと。

五の三 第三十四条の四第一項の規定による決定に従い協同組織中央金融機関等に対する劣後特約付金消費貸借による貸付けを行うこと。

第三十五条第二項第六号中「又は第二十条第二項に規定する取得株式等」を「第二十条第二項に規定する取得株式等又は第三十四条の三第三項に規定する取得株式等又は第三十四条の三第三項に規定する取得優先出資」に改め、同項第七号中「又は第二十条第一項に規定する取得貸付債権」を「第二十条第一項に規定する取付債権又は第三十四条の三第三項に規定する取得貸付債権」に改める。

官 報 (号) 外

第三十六条第一項第三号の次に次の一号を加える。
七の二 協定銀行は、第三十四条の四第一項の規定による決定に従い優先出資の引受け等を行うこと。
第三十六条第一項第七号の次に次の一号を加える。
七の二 協定銀行は、第三号の二の規定による優先出資の引受け等を行つたときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。
第三十七条第一項中「含む。」の下に「又は第七号」を「第七号の二」に改める。
第三十八条第四項」を加え、同条第二項中「第七号」を「第七号の二」に改める。
第四十八条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「履行状況」の下に「又は第四章の一の規定

により提出された協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況」を加える。

第五十九条第一項第七号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 第三十四条の八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第三十四条の九の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第六十条第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「含む。」の下に「又は第三十四条の六第二項」を加える。

（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正）

第三条 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経営強化計画についての経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下「旧法」という。)第五条第一項又は第十七条第一項の規定によりされた決定に係り、登録免許税法第九条の規定にかかる

る経営強化計画(経営の強化のための計画をいう。)については、旧法第二章又は第三章の規定は、なおその効力を有する。

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十条の二を第八十条の三とし、第八十条の次に次の二条を加える。

(認定経営基盤強化計画等に基づき行う登記の税率の軽減)

第八十条の二次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十号)第七条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条又は第六条第一項の認定(金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十年法律第百九十号)の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に金融機関等(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二条第一項に規定する金融機関等をいう。次項において同じ。)が提出した当該認定経営基盤強化計画に係るものに限る。)に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるわら

ず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 株式会社の設立又は資本金の額の増加(次号及び第三号に掲げるものを除く。)

二 合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加 千分の一(それぞれ資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の三・五)

三 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加 千分の一(それぞれ資本金の額又は分割により増加した資本金の額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本金の額から当該分割の直後における資本金の額を控除した金額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の三・五)

四 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得 千分の一

五 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における抵当権の取得 千分の一・五

六 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における抵当権の取得 千分の〇・五

2 前項の規定は、同項各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が次に掲げる決定又は承認に係るものであるときについて準用する。

一 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十八号)第五条第一項又は第十七条第一項の経営強化計画に係るこれらの規定による主務大臣の決定(金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に金融機関等が提出した当該経営強化計画に係るものに限る。)

二 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第九条第一項又は第十九条第一項の変更後の経営強化計画に係るこれらの規定による主務大臣の承認(金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に金融機関等が提出した当該変更後の経営強化計画に係るものに限る。)

第八十一条第九項中「又は第八十条第一項」に、「の規定」を「又は第八十条の二第一項(第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第二項において準用する場合を含む。)の規定」に、「とする」を「と、第八十条

の二第一項第四号中「合併」とあるのは「分割」と、同項第六号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の〇・五」とあるのは「千分の〇・六」とするに改める。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 附則第一条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

二 理由

金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みの期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。

(1) 経営強化計画の記載事項

国による株式等の引受け等の要件等の修正

(2) 経営強化計画に記載が義務付けられて

いる事項の一つである「信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策」を

「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策」とすること。

(3) 経営強化計画に記載が義務付けられて

いる事項から次に掲げるものを削除すること。

ア 経営強化計画に記載が義務付けられて

いる事項から次に掲げるものを削除すること。

イ 自己資本の基準に適合していない金融機関等が株式等の引受け等の決定を

受けた場合における経営責任及び株主

責任の明確化に関する事項

応して金融機能の強化等を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するものであり、その主な内容は次のとおりである。

者に対する金融の円滑化が見込まれること」とすること。

(二) 株式等の引受け等の要件

(1) 株式等の引受け等の要件の一つである

「地域における金融の円滑化が見込まれること」を「地域における中小規模の事業

等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するものであることを「地域における中小規模の事業

等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するものであることを

決すべきものと決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十年十一月五日

衆議院議長 財務金融委員長 田中 和徳
河野 洋平殿

〔別紙〕

(小字及び
は修正)

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正）

第一条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項○第五号及び第六号を次のように改め、同号二を同号口とし、同号中ホをハとし、ヘをニとし、同条第二項中「からニまで」を削る。

第四章の次に次の二章を加える。
 第四章の二 協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置
 (優先出資の引受け等に係る申込み)
 第三十四条の二 機構は、協同組織中央金融機関等の協同組織中央金融機関及び農林中央金庫等が前

庫をいう。以下同じ。)から平成二十四年(三月三十日までに協同組織金融関係機関(当該

協同組織中央金融機関等及び協同組織金融機関等(次に掲げる者をいい、当該協同組織中央金融機関等の会員であるものに限る。以下この章において同じ。)をいう。以下この章に

おいて同じ。)による金融機能の発揮の促進に

必要な当該協同組織中央金融機関等の自己資本の充実のために行う優先出資の引受け等

(優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けをいう。以下同じ。)に係る申込み(預金保険法第五十九条第一項、第六

十九条第一項、第一百一条第一項及び第一百五条第一項の規定によるものを除く。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関等と連名で、当該申込みに係る優先出

資の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならぬ。

五及び六 削除

第六条第一項第五号○□(イ中「責任」を「從前の経営体制の見直しその他の責任」に改め、同号二中「信用供与」を「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項」として主務省令で定めるもの

第一項の規定によるものを除く。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関等と連名で、当該申込みに係る優先出

資の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならぬ。

申込み(預金保険法第五十九条第一項、第六

十九条第一項、第一百一条第一項及び第一百五

条第一項の規定によるものを除く。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関等と連名で、当該申込みに係る優先出

資の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならぬ。

一 協同組織金融機関

二 第二条第一項第十号から第十二号までに掲げる者

三 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を行う農業協同組合

四 水産業協同組合法第十二条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合

五 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合

六 その他政令で定める事項

(協同組織金融機能強化方針)

第三十四条の三 協同組織中央金融機関等が前

条の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関等は、主務省令で定めるところに

より、機関を通じて、次に掲げる事項であつて金融機能の発揮に係るものと記載した協同

組織金融機能強化方針(協同組織金融関係機関等とは、協定銀行が次条第一項の規定によ

る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面を主務大臣に提出しなけれ

ばならない。

一 収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項として主務省令で定めるもの

三 前二号に規定する方策を実施するために当該協同組織中央金融機関等が特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

四 前条の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項として主務省令で定めるもの

五 当該協同組織中央金融機関等における從前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

六 協同組織中央金融機関等が当該申込みに係る特定支援を行つた協同組織金融機関等(前条

第二号から第五号までに掲げる者にあつては、農林中央金庫に対し特定支援に係る申込

みをした場合において、農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による

信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第二百一十八号)第三十三條の規定によ

り同条の指定支援法人に対し当該申込みに係

等を求める額及びその内容を記載した書面の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、金融機能強化審査会の意見を聴くものとする。

3 第一項第三号の「特別関係協同組織金融機

関等」とは、協定銀行が次条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資

の引受け等を行つた協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資(同項の規定による決定

を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した優先出資をいい、分割された優先出資を含む。以下この章において同じ。)又は取得貸付債権(同項の規定による決定を受けて協定銀

行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。)の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受け

るまでの間に、当該協同組織中央金融機関等に係し優先出資の引受け等その他の主務省令で定める支援(以下この項において「特定支援」という。)に係る申込みをし、かつ、当該

協同組織中央金融機関等が当該申込みに係る特定支援を行つた協同組織金融機関等(前条

第二号から第五号までに掲げる者にあつては、農林中央金庫に対し特定支援に係る申込

みをした場合において、農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による

信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第二百一十八号)第三十三條の規定によ

り同条の指定支援法人に対し当該申込みに係

る特定支援の要請をし、かつ、当該指定支援

法人が当該要請を受けて当該特定支援を行つた者を含む。)をいう。

(優先出資の引受け等の決定)

第三十四条の四 主務大臣は、前条第一項の規定により協同組織金融機能強化方針並びに第

三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行なうべき旨の決定をするものとする。

一 協同組織金融機能強化方針に記載された事項が協同組織金融関係機関による金融機能の發揮を促進するために適切なものであること。

二 協同組織金融機能強化方針に記載された事項が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

三 協同組織金融機能強化方針を提出した協

同組織中央金融機関等が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等ないこと。

四 第三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等が協同組織金融機能強化方針の内容及び協同組織金融関係機関の自己資本

の充実の状況に照らし適切な範囲であること。

と。

五 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資(分割された優先出資を含む)又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないことを。

六 協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等により適切に資産の査定がされていること。

2 前項の規定による決定を受けた協同組織中央金融機関等は、他の法律の規定にかかわらず、協定銀行が当該協同組織中央金融機関等

に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、特別関係協同組織金融機関等(前条第三項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。以下この章において同じ。)に対して同条第一項第三号に規定する經營指導を行なうことができる。

3 主務大臣は、第一項の規定による決定をするときは、財務大臣の同意を得なければならぬ。

4 主務大臣は、第一項の規定による決定をし

(協同組織金融機能強化方針の公表)

第三十四条の五 主務大臣は、前条第一項の規定による決定をしたときは、主務省令で定めることにより、第三十四条の三第一項の協

同組織金融機能強化方針並びに優先出資の引受け等を求める額及びその内容を公表するものとする。ただし、当該協同組織金融機能強化方針に係る協同組織金融関係機関が業務を行なっている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該協同組織金融関係機関の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該協同組織金融関係機関の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

(優先出資の発行の特例)

第三十四条の六 優先出資法第四条第二項の規定の適用については、協同組織中央金融機関等が第三十四条の四第一項の規定による決定に従い発行する優先出資は、ないものとみなす。

2 協同組織中央金融機関等が第三十四条の四第一項の規定による決定に従い優先出資を発行する場合には、当該優先出資の発行による変更の登記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならない。

2 協同組織中央金融機関等が第三十四条の四第一項の規定による決定に従い優先出資を発

行する場合には、当該優先出資の発行による変更の登記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならない。

3 予見し難い経済情勢の変化その他協同組織金融機能強化方針の変更をすることについてやむを得ない事情があること。

(協同組織金融機能強化方針の変更)

第三十四条の七 第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めに

より優先出資の引受け等を行つた協同組織中央金融機関等は、第三十四条の三第一項の規定により提出した協同組織金融機能強化方針

(この項の規定による承認を受けた変更後の規定により提出した協同組織金融機能強化方針のものを含む。以下この章において単に「協同組織金融機能強化方針」という。)の変更(主務

省令で定める軽微な変更を除く。以下この章において同じ。)をしようとするときは、主務

省令で定めるところにより、変更後の協同組織金融機能強化方針を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により変更後の協同組織金融機能強化方針の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合

に限り、同項の規定による承認をするものとする。

1 变更後は、協同組織金融機能強化方針に記載された事項が協同組織金融関係機関によ

る金融機能の发挥を促進するために適切なものであること。

2 变更後は、協同組織金融機能強化方針に記載された事項が円滑かつ確実に実施される

と見込まれること。

3 予見し難い経済情勢の変化その他協同組織金融機能強化方針の変更をすることにつ

いてやむを得ない事情があること。

(協同組織金融機能強化方針の変更)

第三十四条の三第二項の規定は主務大臣が

第一項の規定により変更後の協同組織金融機能強化方針の提出を受けた場合について、第

三十四条の五の規定は主務大臣が同項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた変更後の協同組織金融機能強化方針について、それぞれ準用する。

(協同組織金融機能強化方針に記載された事項の適切な実施を確保するための監督上の措置等)

第三十四条の八 第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等は、次に掲げる事項について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該優先出資の引受け等を行つた協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

官 報 (号 外)

一 特別関係協同組織金融機関等の名称
二 特別関係協同組織金融機関等から取得した優先出資又は貸付債権の額及びその内容
三 前号に規定する優先出資又は貸付債権の処分、償還又は返済の状況
四 前二号に掲げるもののほか、第三十四条の三第三項に規定する特定支援の実施状況として主務省令で定める事項

五 特別関係協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の実施に関する状況

ある。

六 前号に掲げるもののほか、協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況

第三十四条の五の規定は、主務大臣が前項の規定により同項各号に掲げる事項について報告を受けた場合における当該報告(同項第一号に係るもの)を除く。)について準用する。

第三十四条の九 主務大臣は、協定銀行が第三

十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行つた協同組織中央金融機関等に係る取得優先出

資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、当該決定に係る協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況に照らして必要があると認めるときは、当該協同組織金融機能強化方針に記載された事項の適切な実施を確保するため、その必要な限度において、当該協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等に対し、当該事項の実施状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出、特別関係協同組織金融機関等に対する経営指導の改善のための措置その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

一 農林中央金庫及び農協系統金融機関は、本法に基づく公的資金注入の対象となることになんがみ、貸出し等の金融業務の実施に際しては、厳正な政治的中立性を確保すること。

二 農林中央金庫をはじめとする農協等系統金融機関の農業融資及び資金運用の実態については、その一層の開示に努めること。また、農林

中央金庫については、その使命にかんがみ、農

林中央金庫に対し公的資金を注入した場合は、農林水産行政に深く関わった理事長につい

ては、その報酬等の処遇情報は、自主的な開示がなされるよう、強く促すこと。

一 公的資金注入を受けた協同組織中央機関等に

ついては、その内容を、国会に報告すること。

一 農林中央金庫をはじめとする農協等系統金融機関は、農業者等の育成、農林水産業の発展を図ることを使命としていることにはかんがみ、そ

の資金については農業者等に対する金融の円滑化を一層図ることもに、市場運用については、十分留意するものとすること。

一 地方公共団体が支配株主となつてゐる金融機

関については、支配株主である公共団体がその

資本の充実について一義的に責任を持つこととする。

一 改正法の運用に當たつては、その趣旨である

法律及び金融機関等の組織再編成の促進に

関する特別措置法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきで

ある。

一 改正法の趣旨である「中小企業の金融の円滑

滑化や地域における経済の活性化」を確實にするために、政府答弁に基づく「金融検査マニュアルの見直し」の迅速な実施と周知徹底を行うとともに、政府において中小企業の資金繰り状況の把握に努め、その結果に基づき、速やかに必要な対応に努めること。

一 中小企業に対する貸し渉り、貸しはがしを防

止し、地域への貢献や中小企業に対する金融の円滑化などの情報を積極的に開示するよう、金融機関に対して要請する。

化や地域における経済の活性化」を確実にするために、政府答弁に基づく「金融検査マニュアルの見直し」の迅速な実施と周知徹底を行うとともに、政府において中小企業の資金繰り状況の把握に努め、その結果に基づき、速やかに必要な対応に努めること。

一 中小企業に対する貸し渉り、貸しはがしを防

止し、地域への貢献や中小企業に対する金融の円滑化などの情報を積極的に開示するよう、金融機関に対して要請する。

保険業法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成二十年十月二十四日

内閣總理大臣臨時代理 国務大臣 河村 建夫

保険業法の一部を改正する法律

保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次の

よう改めること。

附則第一条の二の十四第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年以内に、生命

保険契約者保護機構に対する政府の補助及び生

官報 (号外)

命保険契約者保護機構による資金援助等の保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度等の実施状況、生命保険契約者保護機構の財務の状況、保険会社の経営の健全性の状況等を勘案し、生命保険契約者保護機構の資金援助等に要する費用に係る負担の在り方、政府の補助に係る規定の継続の必要性等について検討を行い、適切な見直しを行うものとする。	
理由	この法律は、公布の日から施行すること。
二 議案の可決理由	(一) 政府は、この法律の施行後三年以内に、生命保険契約者保護機構に対する政府の補助及び同機構による資金援助等の保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度等の実施状況、同機構の財務の状況、保険会社の経営の健全性の状況等を勘案し、同機構の資金援助等に要する費用に係る負担の在り方、政府の補助に係る規定の継続の必要性等について検討を行い、適切な見直しを行ふものとすること。
一 議案の目的及び要旨	本案は、最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護に対する信頼性を維持するため、政府による補助を可能とする規定を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
平成二十一年三月末までに破綻した場合の政府補助の特例措置の延長	平成二十一年十一月五日 平成二十一年十一月五日 衆議院議長 河野 洋平殿 財務金融委員長 田中 和徳
生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の特例措置が設けられており、当該政府補助の特例措置を三年間延長す	ること。(平成二十一年四月から平成二十四年三月末までの破綻に対応) 2 施行期日等 (一) この法律は、公布の日から施行すること。 (二) 政府は、この法律の施行後三年以内に、生命保険契約者保護機構に対する政府の補助及び同機構による資金援助等の保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度等の実施状況、同機構の財務の状況、保険会社の経営の健全性の状況等を勘案し、同機構の資金援助等に要する費用に係る負担の在り方、政府の補助に係る規定の継続の必要性等について検討を行い、適切な見直しを行ふものとすること。

官 報 (号 外)

平成二十年十一月六日

衆議院会議録第九号

第明治三十五年三月三十一日可認物便郵種二十一年三月三十日

発行所
〒二東京一〇五番四都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国書印刷局
電話
03(3587)4294
定価
(本体) 二三〇円